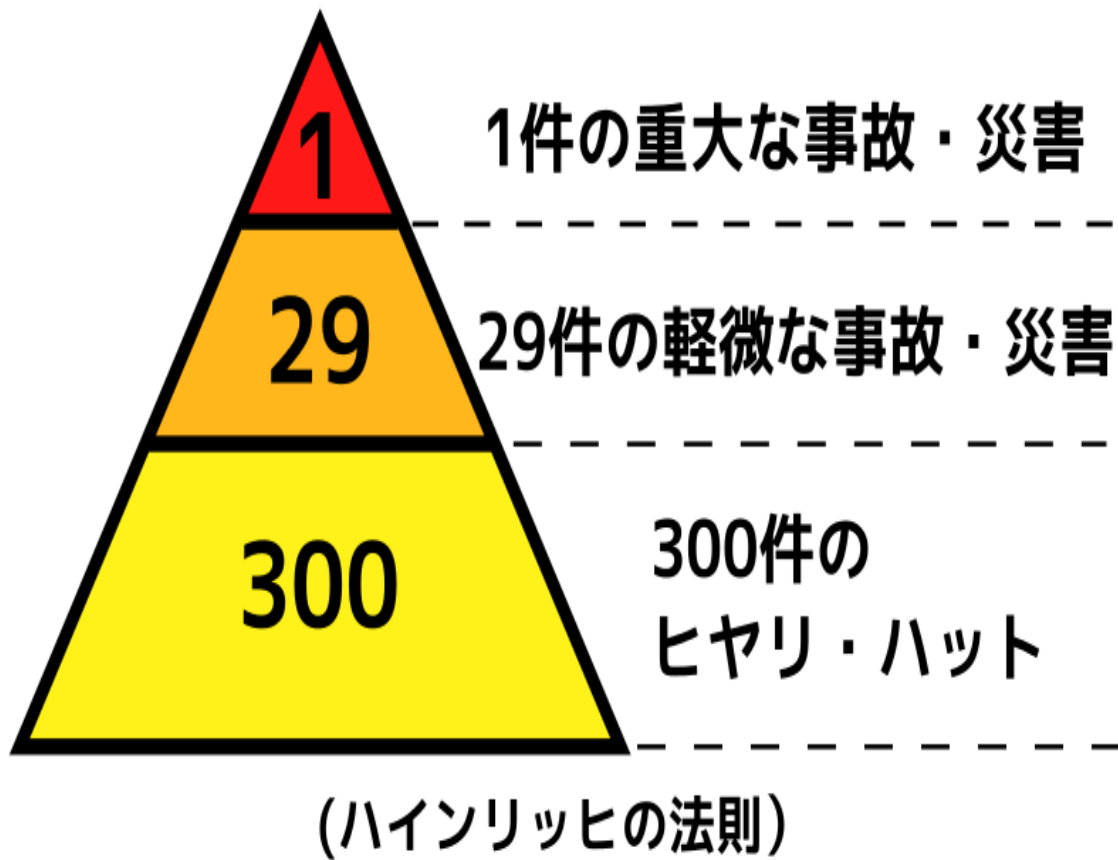


糸島市立二丈中学校

危機管理マニュアル



ハインリッヒの法則
一件の大きな事故・災害の裏には、29件の軽微な事故・災害、そして300件のヒヤリ・ハット（事故には至らなかったもののヒヤリとした、ハッとした事例）があるとされています。
重大災害の防止のためには、事故や災害の発生が予測されたヒヤリ・ハットの段階で対処していくことが重要です。

令和2年版

目 次

I 危機管理とは

1	組織的対応	1
2	計画的対応	
3	危機管理の種類	2
4	危機的状況における対応組織	5
5	対応の基本的な流れ	6
6	学校事故とは	

II 事象別危機管理の要点

【A 登下校・教育活動中】

A-1	登下校中における事故	9
A-2	学校火災	10
A-3	授業中の事故	11
A-4	大けが（転落事故等）	12
A-5	部活動中の事故	13
A-6	校外活動中の事故	14
A-7	不審者の侵入	15
A-8	行方不明（家出・事件・事故）	16

【B 災害】

B-1	台風・集中豪雨（風水害）	17
B-2	地震・津波	18
B-3	原子力災害	19

【C 健康被害】

C-1	給食事故（食中毒）	20
C-2	給食事故（異物混入）	21
C-3	アナフィラキシー対応	22
C-4	熱中症	23
C-5	感染症	24
C-6	AEDを用いた一時救命の流れ	25

【D いじめ・問題行動・自殺予防】

D-1	いじめ	26
D-2	人権侵害（差別事象）	28
D-3	インターネット掲示板での誹謗中傷	29
D-4	校内暴力	30
D-5	喫煙・薬物乱用	32
D-6	万引・窃盗	33
D-7	自殺予防	34

【E クレーム対応】

E-1	相談・苦情への対応	36
E-2	不審電話（個人情報の問い合わせ）	37
E-3	成績・評価に対するクレーム	38

【F 教職員に関わる問題】

F-1	教職員の不祥事とその防止	39
F-2	個人情報の保護・管理（情報教育セキュリティポリシー）	42

【G Jアラート等を通じて緊急情報が発信時の対応】

III 学校事故防止と安全チェック

	学校事故防止対策と安全チェック	46
	学校安全体制・施設の安全チェックポイント（例）	47

は し め に

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものです。

◆ 法的根拠

【学校保健安全法】

危険等発生時対処要領の作成等

第29条

- 1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

危機管理の一番の問題点として、危機においては、現場にいる教職員が状況を的確に判断し、刻々と変化する状況に対して臨機応変、且つ正確な対応を行うことが重要なものにもかかわらず、勝手な思い込みやパニックによりそれが期待できないような事態に陥る可能性がある点です。

例えば、「必要な情報が、必要なときに、必要な人に伝わらない」「得られた情報の量的十分性と質的信頼性が低い」「パニックによりその情報を処理・判断する人の精神的平常性が保たれていない」等々

だからこそ、状況の悪化を避け、ダメージをできるだけコントロールできるよう平時においては予防策及び危機に際しての最低保証策を常に考えることが大切です。

このマニュアルは今まで、各学校で作成した危機管理マニュアル等を整理・統合し、できるだけ先生方が活用しやすいように要点のみを抽出したダイジェスト版です。それぞれの危機事象については1ページに収まるように編集し、人材育成の観点から「CheckPoint」の欄にアドバイスの内容を掲載しています。

危機管理マニュアルは前提が不特定ですので100点満点のマニュアルはありえません。また、すべての危機に対応するマニュアルもありえません。このマニュアルはあくまでも「たたき台」であり、常に現場にいる先生方による見直しと工夫・改善が必要であることを理解し、このマニュアルを有効に活用してもらいたいと思います。

I 危機管理とは

学校で行われる全ての活動において、予期できずに起こる諸問題や事件・事故に対し、日頃から事前にリスクを軽減する措置を講じ、万が一、事件・事故が発生した場合は、生じるダメージを最小限に抑え、組織体としての学校の維持を図るための手立てが「危機管理」です。

1 組織的対応

危機管理は学校経営の問題であるため、対応が組織的に行われることが重要です。組織的に行われるとは次のことを意味します。

- ☆ 対応のための場（組織）が設定されているか
- ☆ 判断や指示・命令の系統が明確になっているか
- ☆ 連絡・報告が常になされる系統が整っているか
- ☆ 的確な情報の収集が組織的に行われるか
- ☆ 職員一人一人の役割が明確になっているか
- ☆ 責任の所在が明確になっているか
- ☆ 対応に指導的な要素が位置付いているか

CheckPoint【危機を招く組織の内部要因】（「学校経営15の法則」福岡県教育センター編より）

教職員の 危機管理意識の欠落	☆「たいしたことはないだろう,.. ?」 → とんでもない結末へ！ ☆「なんとかなるのでは,,,,,,, ?」 → なんともならない！ ☆「よくあることだよね,,,,,,, ?」 → あってはならない！
職場内での 情報ブロックと部内処理	☆外部に知られたくないという「情報ブロック」意識が危機を呼ぶ！ ☆自己保身からくる問題の「部内処理」が危機を広げる！ ☆情報ブロック・内部処理が「内部告発」の遠因となる！ ☆隠蔽が組織ぐるみと見られて、大きな問題化へと進む！
問題があっても 指摘しにくい職場風土	☆管理職等にならまれたくない心理は隠蔽体質の組織を生む。 ☆「悪い話・耳の痛い話」を聞きたがらない管理職がいる学校では、気づいていても危機をすぐに伝えない。 ☆風通しの悪い職場には必ず危機が訪れる！

2 計画的対応

危機管理は計画的に行われなければなりません。特に、事件・事故に対する予測とその対応は学校の教育計画として明確に位置付ける必要があります。その際、次の観点から計画がなされることが重要です。

- ・ 自校の実態をふまえた事件・事故の想定がなされた上での計画であるのか
- ・ 想定された事件・事故への対応策として策定されているか
- ・ 対応策が生徒への教育的な配慮と学校の持つ人的・物的な配慮の両面から策定されているか
- ・ 定期的・継続的に対応策が実施されるよう指導計画上に位置付いているか

CheckPoint

日本語ではクライシスマネジメント(Crisis management)とリスクマネジメント(Risk management)の2つは「危機管理」として一本化されて扱われていることが多いですが、両者の概念には重なる部分もありますが以下の違いがあります。

クライシスマネジメントは危機事態の発生後の対処方法（危機状態時のダメージの軽減）に関する点が概念の中心であるのに対し、リスクマネジメントは危機事態の発生そのものを予防するためのリスクの分析方法等が概念の中心です。

【危機(crisis)の定義】

- ・危機とは単なる損失・損害ではなく、瀕死の危険性を持つ出来事である。
- ・それは通常の管理システムが機能せず、またそれでは対応しきれないもの。
- ・その発生確率は極めて小さいが、予想被害が極めて甚大なものである。
- ・想定される個別状況は極めて多く、その変化・成長の速度は極めて速い。

- 「何が」「どこで」の予想は容易だが、「いつ」の予測が困難なものである。
- その現象には「事故」「事件」「災害」とがある。
- その原因には「自己」「他者」「環境」とがある。
- その被害には「人身」「財産」「機能」とがある。

【危機管理(crisis management)の定義】

- ・危機は拡散するもの、管理は収束させるもので、両者は相矛盾する。
- ・危機管理は危機をモデル化することで、対応を標準化しようとするものである。

- 実施時期：「危機の前」「危機最中」「危機の後」
- 対応方法：「危機回避」「被害軽減」「損失補償」
- その内容：「設備器具」「組織規定」「意識行動」

3 危機管理の種類

(1) 予防のための危機管理（Risk management＝事前の対応策で危機を回避する！）

CheckPoint

事件・事故の種類の有無を問わず、早期発見のための日常の努力が重要！

【リスクを抑える早期発見のための点検・調査の例】

- 不登校やいじめ等の問題－日常的な声かけ、様相観察、アンケート、教育相談等。
- 施設設備の不備等について－早期発見を第一とし、日常的・定期的な観察や点検が重要である→専門家による点検・調査の依頼等。
- 生徒の人間関係に伴う問題－日常の子どもの観察や保護者との連携等が重要。朝の健康観察、授業中の様相観察、個人・グループノート等による生徒の内面の把握、生活アンケート、保護者との情報交換及び、連携の重要性の周知徹底。
- 登下校時の起こりうる全ての事故の想定－定期的な点検、生徒への啓発・指導。
- 食中毒等の予防について－毎日の点検及び、起こる可能性のある施設設備の点検、専門家による点検・改善診断等の実施、衛生管理の徹底及び職員研修等の充実。

【日常の継続的指導】

○問題行動や事件・事故からの回避の一番の手だては「積極的な生徒指導」の推進です。学校全体として教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において意図的・継続的に指導を位置づけていくことが必要です。また、朝の会や帰りの会を充実させ、学級や学年の集団的な力を高め、個々の生徒の規範意識の育成と自己指導能力を高める指導の充実を図ります。

【対応組織・マニュアルの作成】

○問題事象に即時的に対応できる組織的な対応マニュアルをあらかじめ作成しておくことが重要です。特に、いじめや不登校、問題行動等については、日常的に機能する対応組織が大切です。

(2) 事後対応の危機管理（Crisis management＝危機のダメージを最小限に抑える！）

CheckPoint

問題事象は、事後対応の在り方によって解決を早める！

【情報の収集・集約】

○問題事象の情報を正確に収集することが重要です。事件の内容・被害の状況・生徒の様子・指導のあり方等を正確・迅速に把握します。

○収集した情報を、校長を中心に集約し、情報の混乱を回避することが重要です。また、情報は「早さ」と「正確さ」が大切です。収集した情報により事後の対策が検討されるため、日常的に組織的に情報を収集する訓練等も計画しておくことが大切です。

【報告・連絡】

○管理職は、情報を集約・整理するとともに教育委員会へ報告します。場合によってはその指示を待つことも重要です。特に、教育委員会としての対応が必要となると判断される内容についての報告は早急に行うことが大切であり、そのためには、報告・連絡の経路を明確にすることが重要です。

【情報発信】

○校長によって集約された情報は、保護者、地域、報道機関等へ必要に応じ提供します。

○報道機関や地域・保護者への発信については、窓口の一本化を図ります。また、発信すべき情報の共通理解を図るようにします。（生徒への指導と並行して）

【対応組織】

○組織づくりは第一に、組織の役割や活動内容が明確化していること。第二に、組織の長（リーダー）を明確にすることが大切です。特に、緊急時のリーダー（運営委員）の動きをマニュアル化して十分に管理職と共通理解しておくことが重要です。

○事件・事故の発生時において、全ての指示や命令が校長（教頭）から発せられることは困難であり、各組織の長を通じて校長の意図が伝わるよう日常的に取り組むことが大切です。

【事後指導・対応】

○問題事象発生後、対象生徒及び関係学年等への事後指導が必要となります。その際、学校として組織的に対応する内容と個人的または学級・学年で対応する内容等を明確に区別して実施することが重要です。特に、保護者等への事後報告、指導の協力依頼等については早急に実施することが必要になります。

また、事件・事故に伴い学校の指導のあり方や施設・設備の改善等早急に取り組まなければならないことは、日をおかず迅速に改善に取り組むことが重要です。

CheckPoint【危機の局面と対応内容】（「学校経営15の法則」福岡県教育センター編より）

局 面		対 応 内 容	
平常時	事件・事故の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理（リスクマネジメント）	○潜在リスクの掌握 ○予防策の立案 ○危機管理意識と知識の浸透	☆コンプライアンス（法令遵守）の徹底 ☆潜在リスクの洗い出し ☆危機管理研修 ☆シミュレーション ☆危機管理マニュアルの作成・改善
緊急時	事件・事故が発生した場合に適切かつ迅速に対処し被害を最小限に抑える危機管理（クライシスマネジメント）	○ダメージコントロール ○クライシス・コミュニケーション	☆対策本部の設置 ☆情報の収集と分析 ☆対応策の立案・指示 ☆マスコミ対応の準備・ポジションペーパーの作成
収束時	同じ事件・事故の再発防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じる危機管理（クライシスマネジメント）	○再発防止策の確立 ○ダメージの修復策の立案・実施 ○新イメージの醸成	☆危機管理研修と再発防止策の実施 ☆モラルアップの施策 ☆広報活動・イメージアップ施策

CheckPoint【危機発生時の管理職の心得】（「学校経営15の法則」福岡県教育センター編より）

危機を招いた教職員を その場で叱責しない	☆本当の事実を話さなくなる。人間、怒られるとわかっていると自分に都合の悪いことは隠したくなるもの。大切なのは「事実の掌握」と「原因の究明」を行うことです。叱責は一ヶ月後でもできる！
悪い情報は すぐに報告させる	☆不祥事は必ず表面化する。マイナスの情報は遅れるほどダメージが大きくなる。 ☆情報の遅れは、対応の遅れ、後手後手の対応につながる。 ☆緊急事態発生時には「5W1H」の報告を全て求めない。悪い情報はすぐに報告が上がるように日常からの指導が大切。
クライシス・コミュニケーションの実施	☆初動スピードを心がける。「迅速な意思決定と行動」 ☆弱者からの判断を意識する。「社会の目、市民の立場に立った判断」 ☆透明性を守る。「疑惑を生まない情報開示の姿勢」

CheckPoint

危機的状況への対応は、校長を中心に学校がいかに「組織的に機能」するかが重要です！

```

graph TD
    A[糸島市教育委員会] --- B[福岡県教育庁福岡教育事務所]
    B --- C[福岡県教育委員会]
    A --- D[校長]
    D --- E[副校長・教頭]
    D --- F[PTA役員会]
    E --- G[主幹教諭]
    F --- H[PTA運営委員会・評議員会等]
    I[医療機関・市役所子ども課等] --- J[○○対策本部・委員会]
    J --- K[情報収集・整理・報告作成]
    J --- L[対応検討・指示]
    J --- M[広報・情報発信]
    J --- N[外部機関（警察・児相等）]
    K --- O[学年・学級]
    L --- O
    M --- P[保護者報道機関]
    N --- P
    O --- Q[生徒・保護者]
  
```

糸島市教育委員会

福岡県教育庁福岡教育事務所

福岡県教育委員会

校長

副校長・教頭

PTA役員会

主幹教諭

PTA運営委員会・評議員会等

医療機関・市役所子ども課等

○○対策本部・委員会

情報収集・整理・報告作成

対応検討・指示

広報・情報発信

外部機関（警察・児相等）

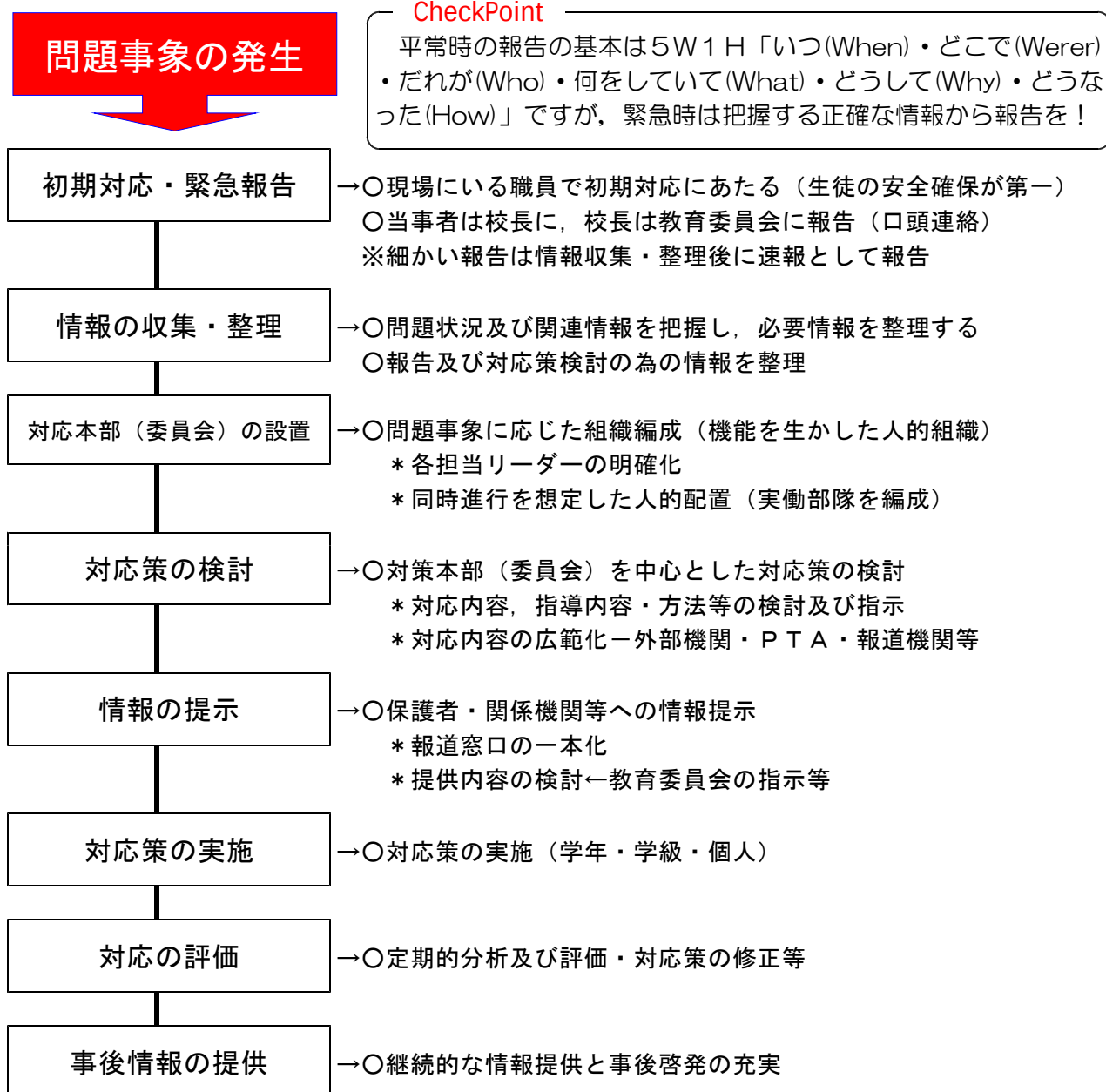
学年・学級

生徒・保護者

保護者報道機関

- 5 -

5 対応の基本的な流れ



Checkpoint

- ☆生徒の安全・安心を第一に、初期対応は迅速且つ的確に実施します。
- ☆情報収集、対応策の検討及び実施、情報提供は同時進行で行います。
- ☆情報収集と報告は時系列に整理しながら随時行います。
- ☆事後の情報提供は、保護者・地域の信頼を得る上で重要です！丁寧に行うこと。

6 学校事故とは（教職員月報189号より抜粋 H8. 3. 15）

【学校事故の発生状況からの分類】

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 授業中の事故 | ⑤ 生徒間のいじめ・暴行 |
| ② 学校行事に伴う事故 | ⑥ 教師による体罰 |
| ③ 部活動中の事故 | ⑦ 学校施設の不備 |
| ④ 休憩時間・放課後の事故 | |

【学校事故に伴う注意義務の例】

① 事前の計画、指導に係る注意義務

- ・指導内容は法規上適正か
- ・指導内容は生徒の能力上適正か
- ・指導計画及び指導方法は、生徒の適正・能力に応じた段階的なものか
- ・普段から生徒の身体的状況を把握していたか
- ・緊急時の対応を指導していたか
- ・教材の特性の把握は適切か
- ・指導場所の施設・用具・環境の安全確保は適切か

② 指揮監督中の注意義務

- ・指導内容はあらかじめ生徒に理解させたか
- ・立ち会い・監督を適切に行ったか
- ・生徒の体調を把握したか
- ・生徒の能力に応じた個別指導をしたか
- ・生徒の能力に応じた段階的指導をしたか

③ 事故発生後の注意義務

- ・事故発生時の応急措置は適切か
- ・必要に応じて救急車の手配をしたか
- ・必要に応じて医療機関で治療を受けさせたか
- ・保護者に対して事故状況・症状・治療の報告をしたか

④ 休憩時間・放課後における事故の注意義務

- ・日頃から危険な行為をしないよう一般的な注意を与えていたか
- ・生徒が危険な行動をとることを予想し、あるいは予想されうる場合において、より具体的な注意を与えていたか
- ・注意の表示方法は適切だったか
- ・注意は日常守られていたか
- ・設備の安全管理は適切であったか

⑤ 生徒間のいじめ・暴行における注意義務

- ・生徒の心身が侵害されないように適切な配慮をしていたか
- ・日頃から生徒の動静に細心の注意を払っていたか
- ・生徒や家庭から被害申告又は被害の存在が問われる場合に実態を正確に調査したか
- ・いじめを表面的に一過性のものと判断しなかったか
- ・いじめの実態に応じた適切な防止措置をとったか

⑥ 教員による体罰（学校教育法 11 条により禁止）

- ・裁判上の争点－生徒の被った傷害もしくは精神的打撃の有無
体罰との因果関係及び体罰発生後の学校側の対応

【学校事故等の管理範囲】

学校事故等の管理範囲とは、学校が生徒に対して行う教育活動に伴って起きる事件・事故をその範囲としている。

- 教師の指導下における事故－実験中の事故・部活動中の事故・校外学習等
- 家庭や地域における事故－登下校中の交通事故等
- 当面する特殊な事故への対応－いじめや校内暴力・学級崩壊等
- 風水害、地震等の自然災害－地震・水害・竜巻・津波等
- 教職員の問題行動－わいせつ行為、飲酒運転、薬物乱用、体罰、情報漏洩、金銭横領等
- 学校教育の結果としての事件－非行（万引き・喫煙・薬物乱用）

Ⅱ 事象別危機管理の要点

【A 登下校・教育活動中】

- A－1 登下校中における事故
- A－2 学校火災
- A－3 授業中の事故
- A－4 大けが（転落事故等）
- A－5 部活動中の事故
- A－6 校外活動中の事故
- A－7 不審者の侵入
- A－8 行方不明（家出・事件・事故）

【B 災害】

- B－1 台風・集中豪雨（風水害）
- B－2 地震・津波
- B－3 原子力災害

【C 健康被害】

- C－1 給食事故（食中毒）
- C－2 給食事故（異物混入）
- C－3 アナフィラキシー対応
- C－4 熱中症
- C－5 感染症
- C－6 A E Dを用いた一時救命の流れ

【D いじめ・問題行動・自殺予防】

- D－1 いじめ
- D－2 人権侵害（差別事象）
- D－3 インターネット掲示板での誹謗中傷
- D－4 校内暴力
- D－5 喫煙・薬物乱用
- D－6 万引・窃盗
- D－7 自殺予防

【Eクレーム対応】

- E－1 相談・苦情への対応
- E－2 不審電話（個人情報の問い合わせ）
- E－3 成績・評価に対するクレーム

【F 教職員に関わる問題】

- F－1 教職員の不祥事とその防止
- F－2 個人情報の保護・管理

A－1 登下校中における事故

対応の基本的な考え方

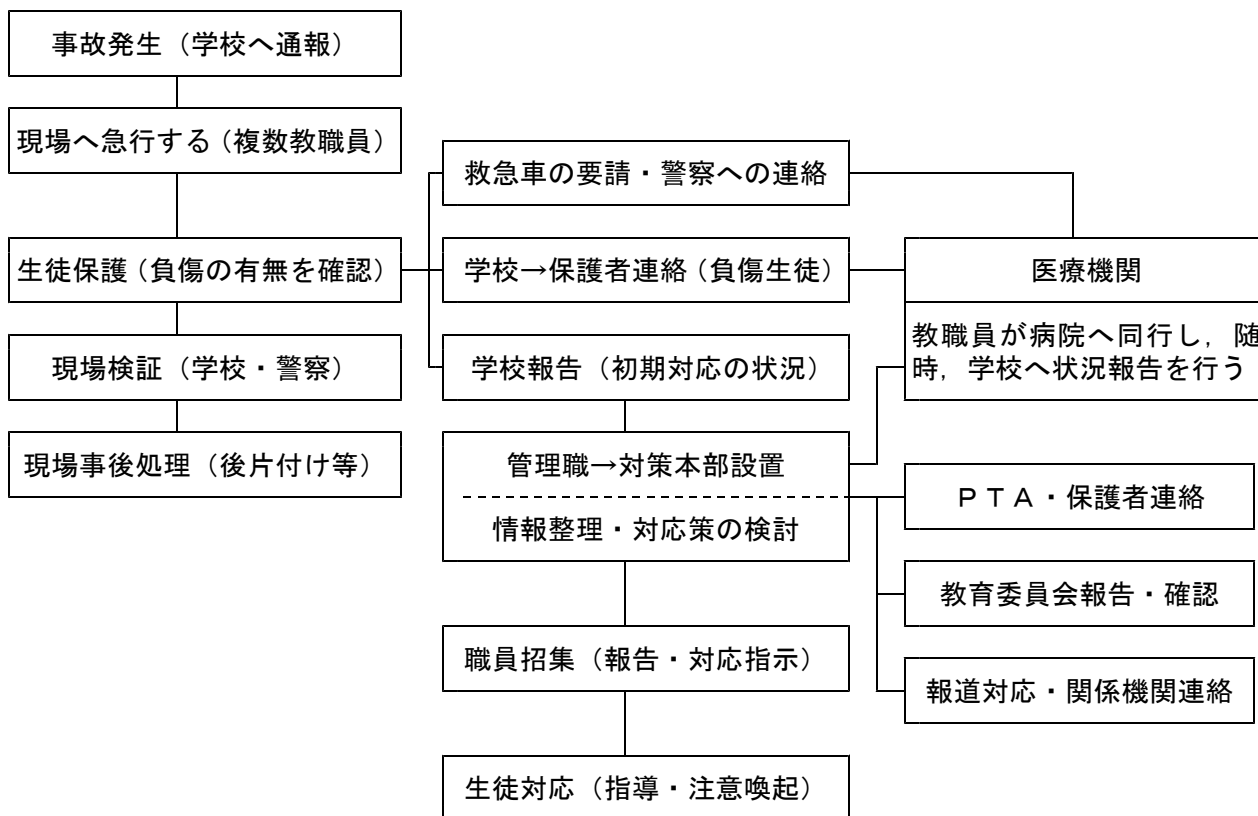
登下校中の事故は、学校指導下の出来事であると考え、事故が起こった際には、学校管理下として対応します。

- 事故発生の報告を受けたら直ちに複数の教員で現場にむかう。→負傷の有無・救急車の要請
- 事故による生徒の負傷の程度、事故の原因・状況を確認し報告。→学校→保護者連絡
- 事故現場状況又は警察での事故状況確認。
- 教育委員会への事故報告。

予防のための事前策

- ① 学校は、市、警察署、PTAその他の関係機関などとの密接な連携が大切である。その中で少なくとも年1回は、通学路の総点検を行ったり、必要に応じて交通安全施設の設置、改修、交通規則及び取り締まりの強化を図っていく。
- ② 安全マップを作成し生徒へ通学路の危険箇所を明示し安全啓発に努める。
- ③ 安全教室の実施及び日常の交通マナー等の指導徹底。危険予測学習の導入・活用。
- ④ 加害者責任についての指導、保護者への啓発。（損害保険への加入促進等）

【対応の手順】※事故発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ



Checkpoint

- ☆ 登下校中の事故については、「児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合」（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条2項－4）により学校の管理下として扱われます。生徒の災害（負傷・疾病・傷害または死亡）に対して災害共済給付が行われますので、学校の担当者（養護教諭）は速やかに所定の手続きを行います。
- ☆ 事後は、事故の状況をきちんと分析・整理し、事故の再発防止に向けて生徒への啓発、交通マナーの徹底等の指導を継続して実施することが大切です。
- ☆ 交通事故等では生徒が加害者になる場合もあります。交通安全教室等での交通マナー指導の徹底と、自分が事故を起こした場合の対応の仕方（被害者保護の原則）についても指導が必要です。

A-2 学校火災

対応の基本的な考え方

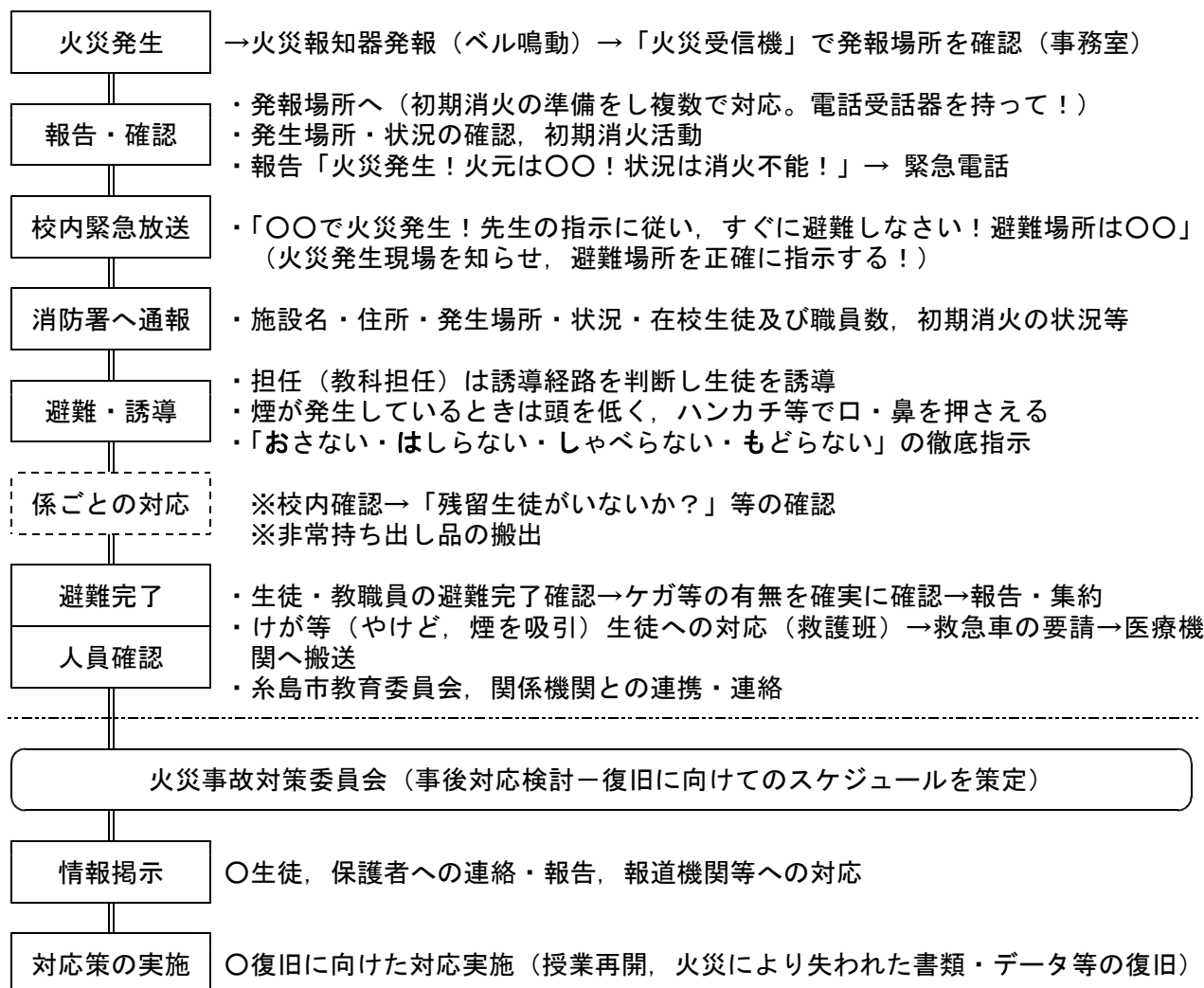
学校火災においては「いつ・どこで・どのような時に起こるか」という場面を常に想定しよう！

- 生徒の安全確保を第一に考え、生徒及び教職員の人命尊重を最優先する。
- 迅速に消防署へ通報するとともに、自衛消防組織での初期消火を行う。
- パニックによる二次災害等が発生しないよう全職員で冷静・的確に対応する。

予防のための事前策

- ① 火元管理の徹底－特別教室等の火元管理、設備点検、補修、可燃物の管理徹底。
- ② 日常の点検・調査－消防設備の位置や使用法、防火扉前の物の撤去、設備メンテナンス。
- ③ 日常の継続的指導－生徒への避難経路の確認及び避難訓練の実施。（生徒・教職員）
- ④ 火災対応及び訓練マニュアルの共通理解と行動基準の徹底。（毎年更新）

【対応の手順】※事故発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ



CheckPoint

- ☆ 火災では生徒の安全を第一に確保することが教職員の使命です。そのためには教職員の臨機応変な対応や冷静な判断力が必要。日常から、自らの役割を自覚し、避難訓練等を通じて、実際の自分の動きについて確認することが大切です。
- ☆ 「消火栓の使い方」知っていますか？ 廊下等に設置してある消火栓は、火災報知器ボタンを押さないとポンプが起動せず使用できません。また、確認で発報現場に行くときは必ず「火災報知器に接続する電話受話器」を持って行くこと。（訓練時に使用して確認しておきましょう！）

A-3 授業中の事故（例－理科の実験中）

対応の基本的な考え方

危険を伴う実験では、それを指導する教師は通常の授業以上の安全確保の義務が要求されます！

- 事故発生時の報告を受けたら直ちに複数の教員で実験現場（理科室等）に向かう。
- 負傷生徒の保護及び応急処置→救急車の要請→医療機関へ。
- 他の生徒の安全確保→パニックにならないように安全な場所へ移動させる。
- 事故の原因・状況確認→教育委員会への事故報告。

予防のための事前策

理科の実験においては、担当教職員が予測される危険性を踏まえ、安全な実験器具の選定、生徒の能力や技能に応じた実験方法、形態の選択などを行うこと。事前の取組が重要です。

① 事前の準備や予備実験の検討

【予備実験を十分に行い、予測される事故を回避するための準備を行うこと】

- ・使用する薬品の安全な量の目安を立てること。
- ・安全な教材・教具を準備しておくこと。
- ・理科室全体の施設、設備、備品等の整備、消火器の位置の確認などの安全な環境保持。

【生徒に対して、けがや事故を予防するための指導を日常的に行うこと】

- ・生徒自ら安全に実験を行おうとする態度と資質を育てる指導の徹底。

② 実験中の生徒の安全確保

【開始時に、予測される危険性を伝えること】

【作業中は、生徒の全体の状況に留意すること】

【対応の手順】※事故発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

事故発生（実験中の爆発によるガラスの飛散、薬品飛散、ガス中毒等）

事故発生時の緊急措置を行う【生徒の安全確保を最優先させること】

☆職員室へ事故発生時の連絡を入れる→複数教職員・養護教諭で現場へ。

- 他のグループでも事故が起こらないように、その時点で実験を中止させる。
- 生徒が動揺しないように落ち着かせて指示を出す→二次災害の防止・退避。

負傷生徒への応急処置【負傷した生徒がいる場合は早急に対応すること】

- 薬品等が皮膚や着衣に付着した場合は、速やかにその薬品に対する適切な希釈措置をとる。
- 重傷の場合は職員室に連絡し、救急車を要請し搬送する準備をする→医療機関へ。
- 病院搬送には必ず教職員が付き添う。

※負傷生徒の保護者へ直ちに連絡し状況を説明→医療機関（教職員が事故状況を説明）。

負傷していない生徒を安全な場所へ移動させる

正確な情報を伝え、生徒の動揺を抑える

対策本部（情報の収集、事実確認、情報整理、関係生徒及び保護者対応等の検討・指示）

教職員の招集（状況説明と生徒への対応指示）

関係生徒から実験・事故状況の確認

対策委員会（事後処理の検討、事故原因の特定と再発防止策の策定・実施、保護者説明）

CheckPoint

- ☆ 理科室・準備室の整理・整頓がまず一番です。また、理科室に救急対応できるバケツや濡れぞうきんを準備しておくこと。（やけどや薬品付着への初期対応に備えましょう）
- ☆ 換気扇等がきちんと掃除され、管理されていますか？CO中毒の多くが換気不良です！
- ☆ 実験中は肌の露出部分が少ない服装の指導や必要に応じて保護ゴーグルの着用を！

A-4 大けが（転落事故等）

対応の基本的な考え方

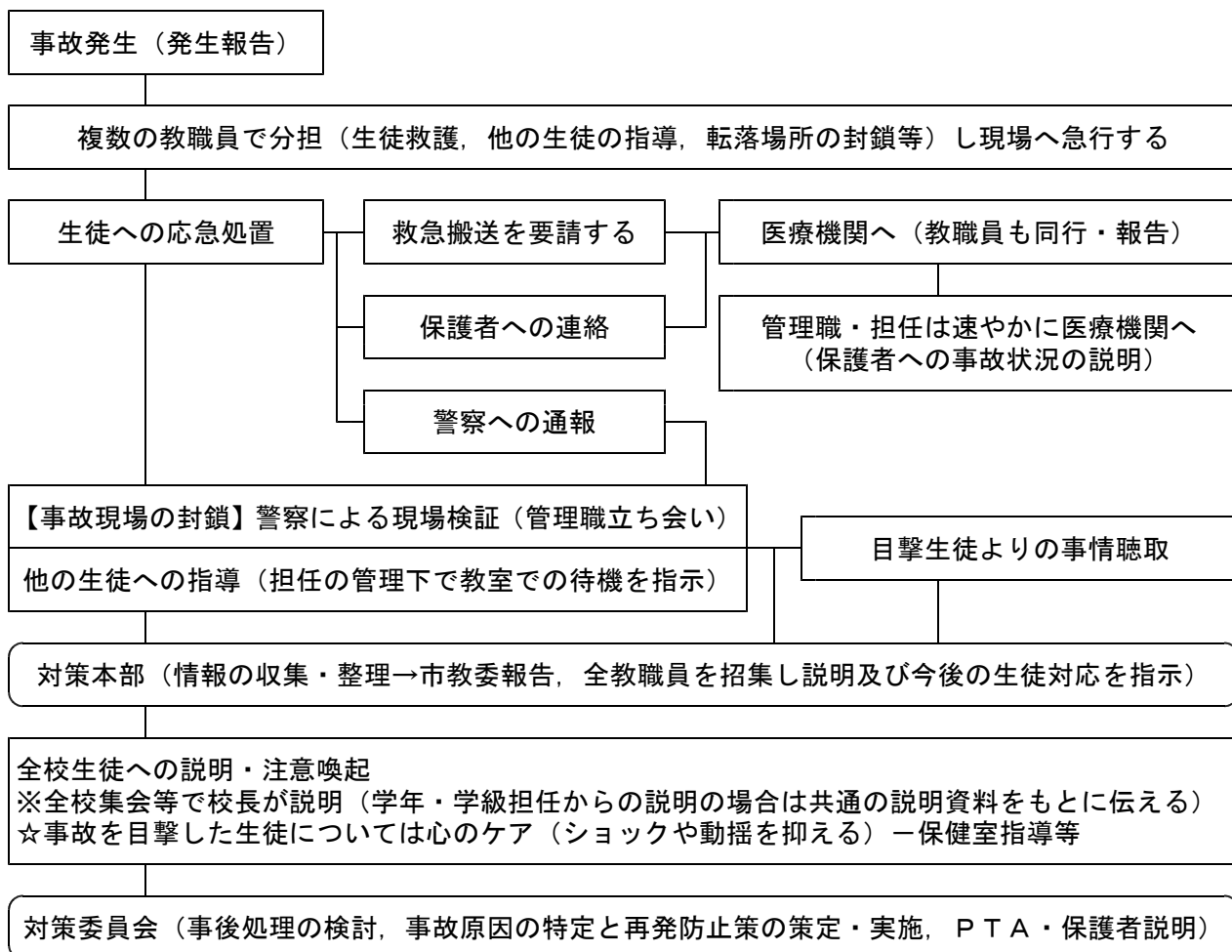
学校での死亡事故（重症事故）の第一位は高所からの転落事故です。学校は、常に、物的安全管理と人的安全管理を徹底する必要があります。

- けがをした生徒に対する救急措置。
- けがをした生徒の保護者への連絡。
- 生徒のけがの程度、事故の原因及び状況等の確認。
- 関係機関との連携。（教育委員会に報告し、指導・助言、指示を受ける）
- マスコミ等外部対応窓口の一本化。

予防のための事前策

- ① 危険性の高いと思われる場所の把握と安全器具（手すり・防護策等）の設置。
- ② 屋上・ベランダ・窓際等の備品撤去、安全器具の管理徹底。
- ③ 全生徒への安全指導の徹底、立ち入り禁止区域の設定、危険予測学習の導入・活用。

【対応の手順】※事故発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ



Checkpoint

☆ 学校での転落事故は、昼休みや放課後だけではなくありません。大掃除の時に一生懸命に窓ふきをしている生徒の様子を見ていると「ヒヤリ・ハット」する場面も少なくありません。

先生方も日常の学校生徒での生徒の様子をよく観察し、生徒に危険を予測する力を身につけさせる指導が大切です。

また、生徒が自分たちで事故を予防する態度を育てるためにも、危険だなあ？と思われる場所を生徒と一緒に点検し、教師と生徒と一緒に確認・改善すること一つの方法だと思います。特に教室・廊下等で床面から窓の位置が低い箇所は転落防止に向けて、生徒への注意喚起が必要です。事故の防止にむけ日常の取り組みを徹底していきましょう！

A-5 部活動中の事故

対応の基本的な考え方

部活動は、学校管理下における活動ですので顧問には指導者責任を求められます。事故発生時は管理職・顧問を中心に全職員で適切に対応することが大切です。

また、部活動中の事故は、軽微なねんざや突き指等から、熱中症、重篤な疾病（脳卒中）や骨折・重度意識障害、水泳中の心肺停止等様々な事故が考えられます。顧問はその運動の特性に応じた安全指導及び道具・備品（サッカーゴール等）に対する安全管理が求められます。

- 当該生徒の応急措置→他の部活顧問等と連携し、医療機関等への搬送等を迅速に行う。
- 必要に応じて救命処置（AEDの使用等）を的確に実施する。←教職員の研修が大切！
- 原因の究明及び再発防止策を講ずる組織を設置し、部活動における安全管理の見直しと外部指導者の位置づけ等を検討する。

予防のための事前策

顧問教職員が予想される危険性を踏まえながら、計画的な指導を展開することが事前の取組のポイントです！

- ① 事故を防止するため、日常的に生徒に対する安全指導を行う→生徒の健康管理、施設の管理等。
- ② 外部指導者と顧問との打ち合わせを十分におこない指導する→指導内容や役割分担、安全指導について共通理解と共通指導を行う。

【対応の手順】※事故発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

事故発生（発生の報告）

顧問はすぐに応援を呼び、複数の教職員で対応する

生徒への応急処置の実施

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍・四肢の麻痺、出血、外傷等を素早く観察し、傷病者の状況を把握する。→大きな外傷や出血、麻痺、意識障害がある場合は重症と考えすぐに救急車を要請！
- ② 救急車を要請し、到着するまでの所要時間を留意したうえで応急処置（止血等）・救命処置（心肺蘇生・AEDの使用）等の確に実施する。

※管理職に報告し、複数の教職員を的確に分担し組織的に対応する。（応急処置・救急車誘導等）

救急搬送・病院

- 救急車には教職員が同乗し、救急隊員及び医療機関にて事故状況を説明する。
- 医療機関での情報（診断・処置）を迅速に学校（管理職）へ報告。

他の生徒への対応

- 部活動を中止し、その後の指示を与える。
- 事故を目撃した生徒に対する聞き取りを行い、経過状況を伝え、混乱や動揺を抑える。
- 事故現場への生徒の立ち入りの制限指示。

保護者連絡・対応

- 保護者へ事故の発生を連絡し正確な状況を伝える！
- 事故の状況と対応
 - 生徒の状態
 - 搬送先の医療機関名

管理職・顧問は速やかに医療機関へ→保護者説明

対策委員会（関係機関と連携し原因究明と再発防止策の検討・改善）

全職員（再発防止策の職員への周知徹底）・保護者への説明

CheckPoint

- ☆ AEDの場所は？確実に使用できますか？校内研等で全職員が使用できるよう訓練を！
- ☆ グラウンドや体育館など、活動場所の過密な状況も考慮し、安全確保が図れる使用計画を立てることが大切です。また、グラウンドや体育館（雨天時の生徒棟）の使用ルール、体育器具の固定等の安全対策について、全職員で確認すると共に、生徒への指導を徹底します。
- ☆ 部活動中は顧問がついて指導することが原則ですが、なかなか難しいのが現状です。部員全員で危険な状況に対し危機意識を持ち、お互いに注意しあえる体制づくりが必要です！（例）砲丸の練習時には投げる方向を必ず確認し、周囲に「投げまーす！」と大きな声で周知！

A－6 校外活動中の事故

対応の基本的な考え方

校外活動は、学校の教育活動の一環であり、教職員には授業中とほぼ同様、またはそれ以上の安全保持義務が課されます。よって、安全面に関して、事前及び当日、どのような指導がなされていたかが問われることになります。また、校外で起こる事故の場合、引率教職員の対応とは別に、学校の対応（特に修学旅行等、遠距離の場合）を考慮しておく必要があります。

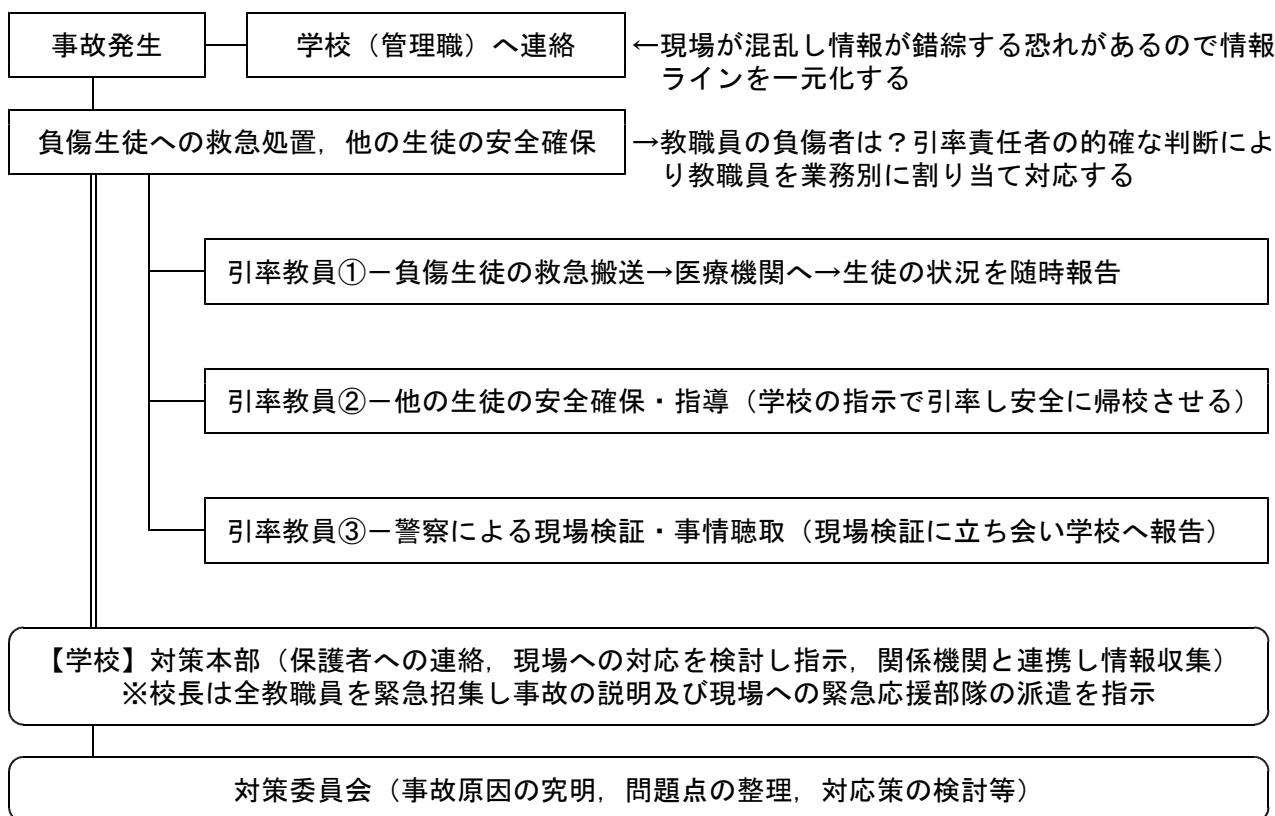
- 引率教職員には、適切な判断と早急な対応が求められる。
- 学校は、事故の概要把握を速やかに行うとともに、保護者、教育委員会、その他関係機関と緊密な連携を図りながら対応することが求められる。

予防のための事前策

校外活動は、どんな危険があるのかを十分に予測することは難しい。次の①～④の内容を十分に行っておく必要がある。

- ① 事前調査の徹底。
- ② 詳細な計画案。（行程、引率方法、活動内容・安全対策等）
- ③ 事前の生徒への安全指導。
- ④ 万一の事故に備えての対応措置。

【対応の手順】※事故発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ



CheckPoint

- ☆ 校外での事故については、現場責任者の冷静な対応と判断が求められます。まず生徒の安全確保が第一となるので、学校（対策本部）と連携してパニックによる事故の拡大防止に努めること！
※引率責任者が負傷した場合の指示系統の確認を！（事前確認）
- ☆ 対策本部は、現場の正確な情報がリアルタイムで本部に伝達されるよう伝達系統を一元化し、ホワイトボード等を準備し時系列的に整理します。
※修学旅行等県外の場合は旅行業者・現地警察等と連携して対応にあたります。
- ☆ 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等の問い合わせや質問に対し誠心誠意でいねいに対応することが大切です。また、状況に応じて（全員の安全が確保されている等）学校メール等で保護者に正確な情報を随時提供していくことも必要です。

A-7 不審者の侵入

対応の基本的な考え方

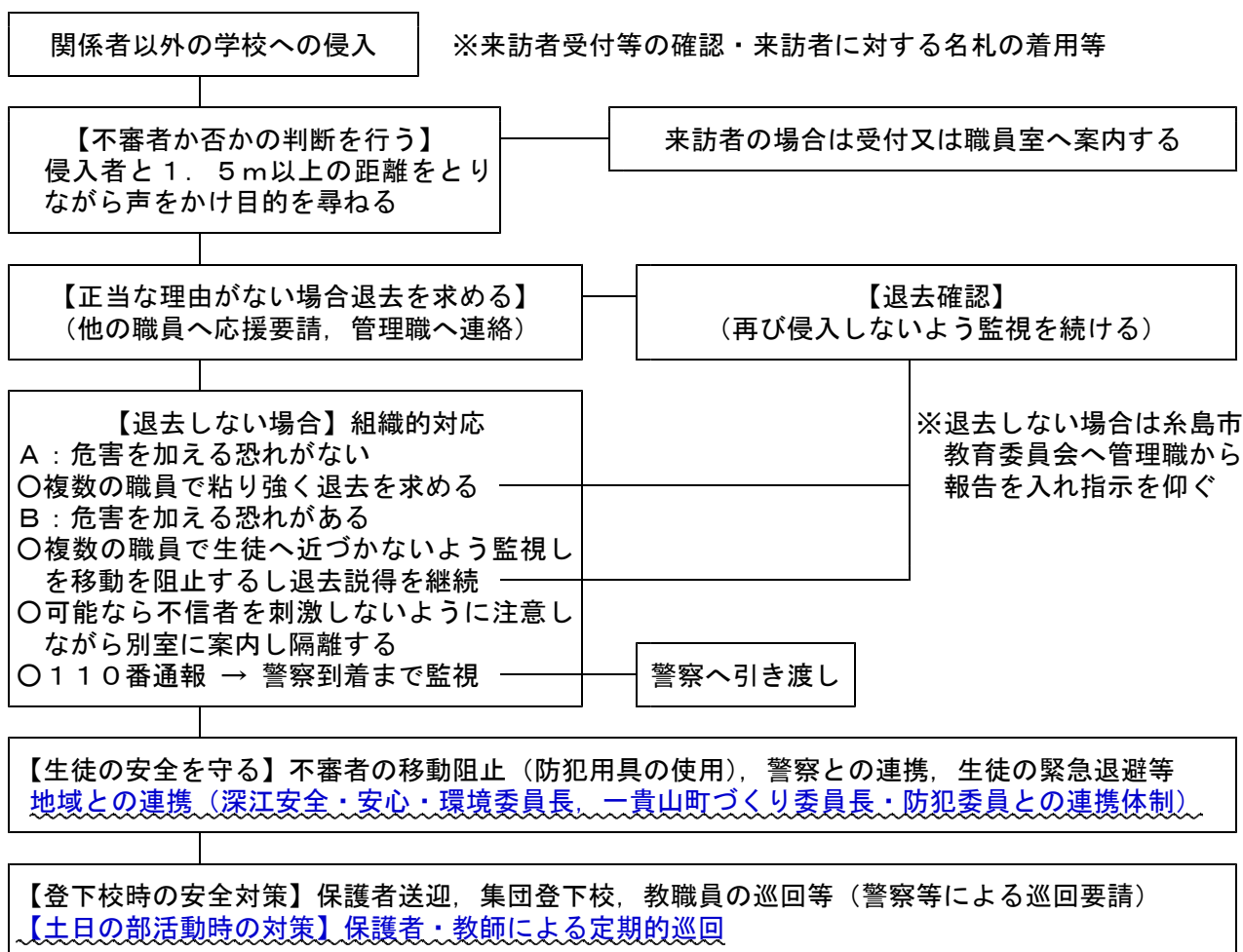
学校への不審者への侵入による人的被害の防止に向け生徒の安全を最優先に対応します。

- 不審者が退去の指示に従わない場合は複数の教員で対応し、場合によっては警察に通報する。
- 教職員は役割分担して生徒の安全を確保するとともに、不審者の移動阻止のため防犯用具（さすまた等）での対応を行う。
- 担任等は不審者を生徒に近づけないようにし、場合によっては安全な場所への避難誘導を行い適切な場所に退避させる。

予防のための事前策

- ① 管理職は生徒、保護者、教職員に対して、校内で不審者を発見した場合のそれぞれの対応の仕方について、日頃から理解させる。
- ② 教職員の防犯研修・訓練の実施と日常における校舎内外の定期的な巡視を心がける。
- ③ 業者等の来訪者には、来校の時間帯やその手順等を事前に説明する。

【対応の手順】



Checkpoint

- ☆ 学校へは毎日たくさんの来訪者があります。私たち教職員は普段から来訪者に対する声かけをしながら不審者の侵入を見逃さないようにする必要があります。
- また、不審者が侵入した場合はすぐにインターホンで職員室へ連絡する体制づくりも必要です。連絡があった場合は、すぐに複数の教職員で対応し、不審者を生徒に近づけないようにしながら、生徒の安全確保に努めます！
- ☆ 侵入者の確認は、表情や会話・所持品に注目し、不審者かどうかを確実にチェックすること。スーツを着て、ビジネスバッグを持っていたり包丁を隠していることも考えられます。不審者は不審な服装というイメージ（固定概念）は捨て、外見にとらわれず会話の中からの確かな判断を！

A-8 行方不明（家出・事件・事故）

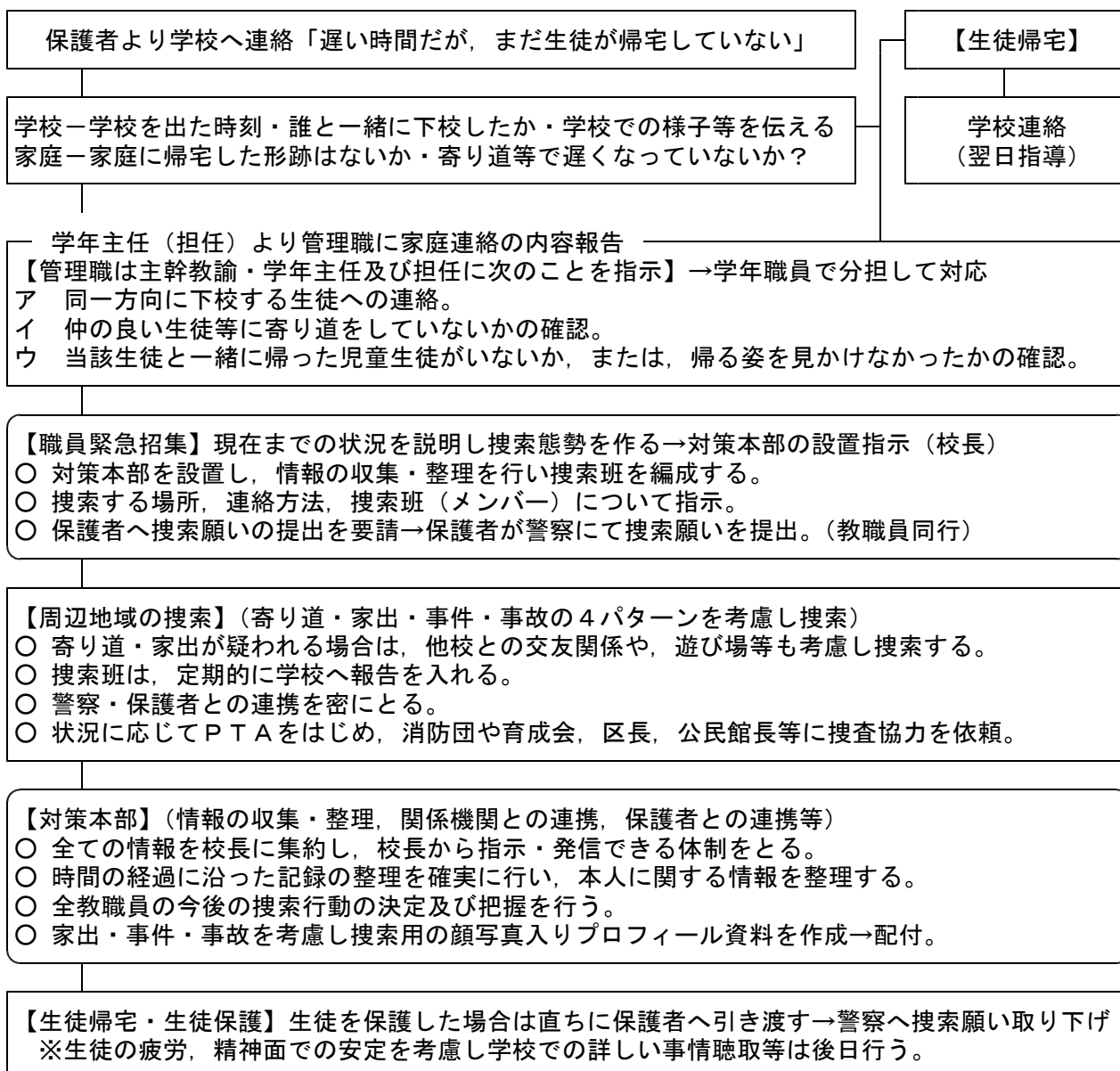
対応の基本的な考え方

学校での情報をもとに生徒の捜索を行います。もし、事件・事故に巻き込まれた形跡がある場合は警察の対応に協力するとともに、情報の収集及び登下校時の生徒の安全確保に努めます。

予防のための事前策

- ① 事件・事故に巻き込まれないよう警察や関係団体と協力して防犯教室等を実施し、危機回避能力（不審者や危険箇所を判断・回避する）の育成を図る。
- ② 保護者や学校安全ボランティア、地域防犯団体、青少年育成会等の地域巡回情報を学校や警察に連絡するような体制づくりと情報の共有→生徒・保護者への情報提供。

【対応の手順】※対策本部を設置し糸島市教育委員会へ管理職から報告を入れ指示を仰ぐ



CheckPoint

- ☆ 事件・事故の場合は報道機関への対応が必要となります！
- ・学校関係者以外の校地内立ち入りを禁止する。
 - ・教育委員会と学校との見解が一致するように、教育委員会との連絡を密にする。
 - ・電話、直接の面会に限らず、校長への取り次ぎは全て教頭を通じて行うようにする。
- ※電話で話したこと及び雑談程度でも「取材」になることを全教職員へ周知徹底する。

B-1 台風・集中豪雨（風水害）

対応の基本的な考え方

台風や竜巻に対しては、災害発生時の曜日や時刻・場所によって、打つ手が違ってきます。テレビや気象庁webページ情報等により常に状況把握を行い、事前に予知できるものについては、市教委と連携を図りながら的確に判断します。最近、熱帯低気圧でも局地的に大雨を降らす（ゲリラ豪雨等）ことが多くあり、危機意識を常にもつことが必要です！

- 生徒の安全確保が最優先となる。
- 教育委員会との連携。
- 授業の中止、始業時刻の変更、臨時休校等の連絡については、生徒にその趣旨を周知させ安全指導を行うとともに、保護者への連絡も確実に行う。
- 学校周辺の通学路、交通機関等の把握を行う。特に、河川近くや海岸に近い学校においては、雨量や海の満潮時の把握が肝要である。

予防のための事前策

- ① 天候や災害に対しての情報収集を常日頃から意識して行う。
- ② 生徒の出席確認、教職員の出勤確認及びその把握及び緊急連絡網の整備。
- ③ 通学路及び校区内の危険箇所を把握しておく。
- ④ 災害対応組織の編成を明確にしておく。
- ⑤ 災害発生時の訓練の実施を行う。（例）居住区ごとの集団下校の定期的実施等

【対応の手順】※糸島市教育委員会からの指示を受け措置をとる（事後－被害報告の提出）

臨時休校措置

- 前日の段階で、翌日の台風接近が予想される場合は、糸島市教育委員会からの指示により臨時休校措置の対応をとる。生徒・保護者への文書及び学校メールにて通知する。

生徒の登校前

- 未明から暴風警報等が発令されており、生徒の登校が危険だと判断した場合、登校を遅らせるか、臨時休校にするか等の判断をメール及び電話連絡で保護者に伝える。
 - 部活の朝練習と登校してきた生徒については校内で対応し、保護者と連絡しながら対応する。
- ※保護者の判断による安全確保（家庭待機）の実施について事前に保護者に連絡しておく。

生徒の在校中

- 在校中は、生徒の生命・身体的安全確保を考えなければならない。特に、下校時の安全確保ができる状況かを正確に把握し、下校途中に発生する事故や下校不能になることも予測しながら状況判断する必要がある。
- また、校地・校舎の施設面（突風・飛散物によるガラス窓の破損、強風によるドアの急な開閉による事故、飛散物によるケガ等）にも気を配り、生徒の安全を守る必要がある。

授業を中止して下校させる場合

- 下校途中が一番ひどい状況では下校させる意味がない。場合によっては給食等を中止しても的確な判断をする必要がある。早め早めの対応を心がける。
- 授業を途中で中止して下校させる場合、保護者へ確実に情報が伝わるよう注意する。また、家庭に保護者がいないことも予測できるので十分な配慮が必要である。
- 下校にあたっては、全職員による下校指導を行い下校時の生徒の安全確保に努める。

CheckPoint

☆ 近年、気象状況の変化により、大雨（長雨・集中豪雨）での災害が頻発しています。雨量の増加により地盤がゆるみ、道路の路肩が崩れたり、地滑り発生による大きな災害が発生するリスクが高まっています。学校での危険箇所点検の折には是非このような場所に対してもチェックを行い注意することが必要です。

また、つむじ風や竜巻による被害も出ています。気象情報を常にチェックしながら生徒の登下校時の安全確保に努め、生徒へ正確な情報提供を行い注意を喚起することが必要です。

☆ 体育祭や中体連の大会等でグラウンドでのつむじ風でテントが飛ぶ事故が発生しています。テントの固定方法の見直し、サッカーのゴールポストの固定等、日頃から事故防止に向けての取り組みを充実させてください。「固定しなくても大丈夫だろう」は危機の始まりですよ！

B-2 地震・津波

対応の基本的な考え方

大地震は在校中であれば、校舎の損壊、天井器具の落下、ロッカーや書庫等の備品の転倒等、生徒や教職員の生命・身体に危険な事態が発生することが予想されますし、登下校の時刻であれば、通学路における事故の恐れもあります。また、地震が収束したあとに津波や火災が襲うという二次災害の危険を念頭において対応する必要があります。

予防のための事前策

① 日常の点検・調査

【学校の施設・設備の定期点検を実施する】

- ・学校施設内の備品等の転倒、天井・体育館等の器具の落下防止措置。

② 日常の継続的指導

【避難経路の確認】

- ・施設損傷が想定される場所はどこか。→各教室の天井・体育館天井の崩落、棚の転倒等
- ・実際に避難できるようになっているか。→扉のゆがみによる開閉不能
- ・地割れ・施設倒壊等危険な箇所はないか。→教職員による地震後の緊急点検
- ・避難場所として適しているか。→津波に対して高所への移動等

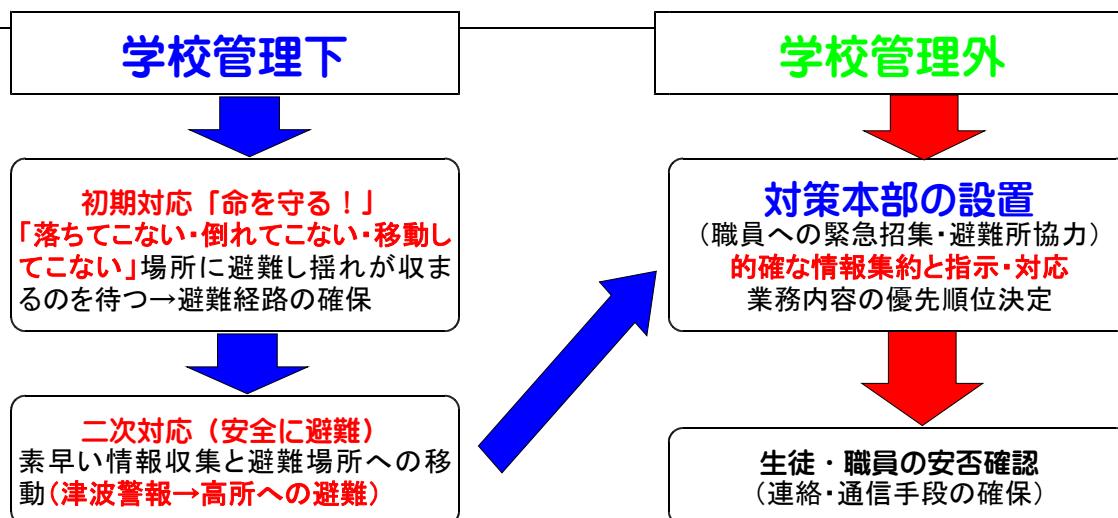
【避難訓練の実施】

次のようなことに配慮しながら避難訓練を実施すること。

- ・年間計画に地震・津波に特化した避難訓練を位置づけ実施する。
- ・自転車用通学ヘルメット等を活用した初期対応訓練。
- ・学校の立地条件を考慮し、校舎の建築構造に即した訓練をする。
- ・地震避難訓練についての意識を生徒、教職員ともに高める。特に初期対応においては「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、生徒に適切に指示できるようにする。
- ・地震の揺れが収まった後、次に発生する災害から逃れるための迅速な対応。自然災害についてはハザードマップの想定を超える規模で襲ってくる危険性があるため、想定にとらわれない心構えが大切。

【対応の手順】※発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

Jアラート緊急地震速報→地震の発生



CheckPoint

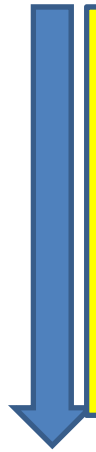
- ☆ 避難経路や避難方法等は「A-2 学校火災」に準じて対応しますが、地震の場合、避難口の確保が問題となります。地震の揺れでドアがゆがみ開閉できなくなる事例が多く報告されています。地震の連絡・揺れがきたら、必ず廊下に面したドア・窓等を開けた状態で机の下等に避難するよう日頃から指導してください。
- ☆ 防災無線等からの「緊急地震速報」を早く正確に全校生徒へ伝達するシステムの徹底を！

Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の対応

緊急情報発信
防災行政無線・携帯電話・テレビ等



校内放送で、緊急放送を行う。
「ミサイルが発射されました。校舎の中に避難してください」
「校舎内にいる人は、机の下に入り、頭を守ってください」



空きの先生は、携帯電話・電話番号一覧をもって多目的室に移動し、避難場所の準備を行う。
○窓を閉め、換気扇を止める。
○窓等に目張りを行う。

校内放送で、緊急放送を行う。
「先生は生徒を引率し、多目的室に移動してください」



多目的室へ移動後

指示 生徒指導主幹

- 1 担任は人数確認を確認を行い、教頭に報告する。
- 2 教頭は、校長に報告する。
- 3 携帯電話で情報収集を行い、行政より指示があればそれに従う。
- 4 解除指示が出るまで、多目的室で待機する。

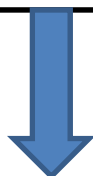
Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の対応

教室掲示用

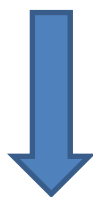
緊急情報発信
防災行政無線・携帯電話・テレビ等



校内放送の緊急放送を聞く。
「ミサイルが発射されました。校舎の中に避難してください」
「校舎内にいる人は、机の下に入り、頭を守ってください」



校内放送の緊急放送を聞く。
「ハンカチを持って、先生の指示に従ってください。」
「先生は生徒を引率し、多目的室に移動してください」



多目的室へ移動後

指示 生徒指導主幹

- 1 代議員は、学級を整列させ人数を確認して担任に報告する。
- 2 代議員は静かに待機するように指示する。
- 3 先生からの指示があるまで、多目的室に待機する。

B-3 原子力災害

対応の基本的な考え方

原子力施設内での事故や災害が発生し、防護対策を行う必要が生じた場合、屋内退避を行うとともに避難の準備を始める必要があります。

避難や屋内退避は長期間にわたる可能性があること、避難が必要になった場合、交通の混乱が予想されることから、そうした影響を最小限に抑え、円滑な避難行動に移るためには自然災害が発生し、帰宅に支障があると考えられる場合を除いて生徒等を帰宅させ、家庭において保護者とともに避難に備えることを原則とします。

【各段階における対応の概要】※糸島市災害対策本部（糸島市教育委員会）からの指示で対応

区 分	学校における主な対応
Level-1 警戒事態 警戒事態とは、その時点で放射線による影響やその恐れが緊急のものではないが、災害に備え情報収集や緊急時モニタリングの準備を開始する段階です	生 徒 → 帰宅措置 → 自宅（保護者対応） ○市災害対策本部から対応の指示があった場合、直ちに当日の授業等を中止し、保護者への連絡（メール・電話）を行った上で、生徒への帰宅を指示します。 ○始業前の場合は緊急連絡を行い登校しないように指示。教職員を通学路に配置し登校途中の生徒は帰宅させる。（配置場所→交通指導箇所） ○生徒等の帰宅にあたっては、災害の状況に応じて、迅速かつ安全に行うことが必要です。（<u>担任及び教科担任で体育館等に集合させ下校指示を出す</u>） ○自然災害が発生し、通学路の安全が確保できない場合や保護者の不在・親元を離れて通学している等で<u>帰宅に支障があると考えられる場合は、安全が確認できるまで学校で待機させます。</u> ※UPZ→情報連絡担当で緊急時モニタリングの準備。（サーベイメータ準備）
Level-2 施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態とは、放射線が住民に影響を及ぼす可能性のある事象が生じたため、主な防護措置の準備等を開始する段階です UPZは屋内退避指示	生 徒 → 屋内退避 → 保護者引き渡し ○生徒・教職員は屋内退避を行う。 ○保護者に緊急連絡を行い、学校にて生徒を引き渡し自宅へ帰す。 ○すでに帰宅措置を講じている場合は、まだ学校に残っている生徒の帰宅援助を行い、保護者に迎えを要請し帰宅措置を進める。 ○避難指示が出された場合に備え、持ち出し用品の準備や戸締まり等を行う。（校舎の密閉） ※自宅生徒宅への連絡及び情報の提供。（学校メール配信） ※UPZ→サーベイメータによる緊急モニタリングの開始。
Level-3 全面緊急事態 全面緊急事態とは原子力施設で住民に放射線の影響をもたらす事象が発生し、迅速な防護措置を実施する必要がある段階です UPZは退避・避難指示	学 校 → 屋内退避 → 避難所（避難指示） ○生徒・教職員は屋内退避→生徒の確認及び戸締まり。（校舎の密閉） ○生徒への状況説明・及び待機の指示→退避が長時間になると予想される場合は女子生徒を別室へ移動させる。（体調が悪い生徒は保健室） ○保護者へ連絡し、保護者の迎えが可能な場合はLevel-2の対応に準じ生徒を帰宅させる。 ○避難準備（避難名簿作成等）及び<u>安定ヨウ素剤の服用準備。</u> ○避難指示が出た場合は、市対策本部が手配した車両により移動。 ※緊急用備品の搬出準備・搬出。 ※退避が夜間・翌日に及ぶ場合は市から物資の支給がある。

C-1 給食事故（食中毒）

対応の基本的な考え方

食中毒はいつでも、どこでも発生する危険性をはらんでいます。食中毒の発生は生徒の生命に関わることで、学校給食衛生管理に関する各種通知文書等に基づく指導の徹底と、校長をはじめ栄養教諭、養護教諭（保健主事）、学級担任等がそれぞれの立場で協力しながら管理責任を果たす学校体制が重要です。

予防のための事前策

- ① 「学校衛生管理基準」に基づいた日常検査、定期（臨時）検査を行い、衛生管理に努める。
- ② 保健部（健康指導部）を中心に生徒への保健指導を徹底し、手洗いの徹底、給食準備に関するきまり等を計画的に指導し食中毒防止教育の推進を図る。
- ③ 学校給食調理場においては衛生管理責任者を定めるとともに、関係職員・保護者・学校医・学校薬剤師・保健所と連携し衛生管理を徹底し、食中毒の未然防止を図る。

【対応の手順】※発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

状況の把握と初期対応

- 校長は、腹痛や嘔吐・下痢等での欠席者が全学年にわたる場合は食中毒の可能性を想定し、欠席生徒・教職員を含めた有症者の数を症状別に把握し速やかに教育委員会に報告する→食中毒の疑いがある場合は学校医・教育委員会・保健所等の指示を受ける→校長は対策本部の設置を指示
- 感染症の疑いも視野に入れた場合は、発生前2週間内に食物を扱った実習、行事についても把握する。ノロウイルスやO-157（腸管出血性大腸菌感染症）が疑われる場合は、校内の消毒等感染拡大に努める。（生徒の嘔吐物等の処理については細心の注意を払うこと）

対策本部（情報の整理・対応策検討）

- 教育委員会・保健所等と連携をとりながら、指示に従い翌日以降の「出席停止・臨時休校・消毒」その他の計画を立てる。
 - 学校給食の中止等については保健所の指導、学校医・教育委員会の助言を総合的に判断し決定する。（全面中止・一部中止・代替給食）
- ※教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（生徒の健康状況の把握、対応の記録、教育委員会への報告・関係機関への連絡・外部からの問い合わせ対応等）

生徒・保護者への連絡・説明等

- 入院している生徒や家庭で休んでいる生徒については教職員で分担し見舞うとともに、保護者に状況の説明を行う→保健主事は毎日、生徒の状況を一覧にまとめ管理職へ提出→教育委員会
- 健常生徒については、毎日の健康観察を強化するとともに衛生管理や予防措置について注意を呼びかけ、保護者に検査（検便）や調査についての協力を要請する。

対策委員会（事後措置）

- 校長は、情報を整理して食中毒の原因を調査して指示された状況報告書を作成する。
- 校長は要点をまとめ整理した上で、教職員へ周知し、再発防止策を徹底する。
- 施設上の問題点があれば教育委員会と対応を協議し改善する。
- 保護者集会等を行い、食中毒発生の経過・状況を説明し、日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行うとともに今後の対応について説明する。

食中毒発生に伴い準備する書類（例）

- | | | | |
|-----------|-------------|--------------|---------------|
| ○学校日誌 | ○児童生徒出席簿 | ○健康観察簿 | ○職員健康診断票 |
| ○児童生徒連絡票 | ○給食日誌 | ○献立表綴り | ○作業工程表動線図 |
| ○食材発注簿 | ○学校給食日常点検票 | ○検食簿 | ○物資検収票 |
| ○物資受払簿 | ○保存食記録簿 | ○出庫伝票 | ○納入業者一覧表 |
| ○配送記録簿 | ○温度管理簿 | ○学校環境衛生検査関係綴 | |
| ○使用水点検記録簿 | ○調理従事者の検便結果 | ○害虫駆除記録簿 | ○調理従事者個人健康記録簿 |
| ○調理場の平面図 | | | |

C-2 給食事故（異物混入）

対応の基本的な考え方

給食への異物混入は、配送前の段階、調理中の段階、配食時（調理室からの輸送、教室での配膳等）の段階と異物混入の判明時期は様々な場合が考えられます。学校は常に異物混入を想定し、その防止に向けて常に校内体制を整えていく必要があります。

予防のための事前策

- ① 食材の納入時の立ち会い及び検収の徹底及び調理場・調理職員の衛生管理の徹底。
 - ② 調理過程での異物混入を防ぐため、使用機械・器具、食材ビニール袋の切片等のチェックを使用前に徹底する。
 - ③ 検食責任者（管理職）は、生徒の喫食30分前までに検食を行い結果を記録する。
 - ④ 配膳室等保管場所の衛生管理及び施錠の徹底。
 - ⑤ 教室前に配膳車を放置しない等、配膳室から給食の配食までの管理を徹底する。
 - ⑥ 生徒への指導の徹底（係以外は食缶には触らない、パンは、一口大にちぎって食べる、牛乳パックにピンホールはないか、食べる時は異物が入っていないかよく注意し、よくかんで食べる等）
- ※食中毒の予防のためにも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髮等の混入についても予防する。

【対応の手順】※発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

異物混入の情報把握と初期対応

- ① 生徒が摂食後、異物の混入が認められた場合、担任はただちに生徒に対し該当献立を食べないように指示する。
 - ② インターホン等で管理職へ報告→管理職は校内放送で該当献立内に異物が混入していた旨を全校生徒へ知らせ該当献立を食べないように指示→衛生管理責任者が当該学級へ。
 - ③ 他のクラスでも混入がなかったか調査→管理職で集約→状況により給食を中止する。
- ※現物を保存する→現物は、混入時の状況（食器に入った状態）を把握するため、発見当時の状態を維持したまま衛生管理責任者へ渡す。
- ※混入物の種類によっては直ちに処置が必要になるため、生徒の健康状態を確認し必要に応じて医療機関へ搬送する→保護者への連絡・説明。

対策本部の設置（情報整理・対応指示）

- ① 異物発見の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、配膳に従事した生徒の状況）を整理。
 - ② 衛生管理責任者（栄養教諭等）に、食品の検収状況を確認する。
 - ③ 調理室（共同調理場＝センター）に事故の状況を報告し、食材の洗浄、調理から配膳室までの状況を確認する。
 - ④ 教育委員会に報告し、対応策等の指示・助言を受け、状況の変化に応じて対応する。
- ※教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（生徒の健康状況の把握、対応の記録、教育委員会への報告・関係機関への連絡・外部からの問い合わせ対応等）
- ※生徒の健康状態や対応などについて時系列にして記録する。

生徒・保護者への対応

- 必要に応じて生徒の不安解消に努める。異物混入の内容により、学級指導や全校集会等を通じて生徒の事故に係る概要を説明する。また、必要に応じて食べ物に異物が混入されることは人命に関わる場合があることを強く指導する。
- 保護者に対して状況の報告と今後の対応・再発防止策について説明するとともに、文書等で連絡を行い、不安解消に努める。

対策委員会（事後措置）

- これまでの情報を整理し関係機関・業者と連携をとりながら原因究明を行い、再発防止に努める。
- 施設上の問題点があれば教育委員会と対応を協議し改善する。
- 教職員及び調理従事者には、異物混入にかかる未然防止や再発防止について周知徹底を図り、研修会等をとって資質の向上を図る。

CheckPoint

- ☆ 生徒による故意の異物混入の防止にむけ、給食時間の（衛生管理に気をつけ学用品等は机の中に入れる・配膳係以外は静かに席について待つ等）指導の徹底を！

C-3 アナフィラキシー対応

対応の基本的な考え方

アレルギー疾患には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。特にアナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態（血圧低下や呼吸困難等）に至ることがあります。緊急時に備えてアドレナリンの自己注射薬である「エピペン」（商品名）や内服薬が処方されている生徒については、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全員が情報を共有し、常に準備しておく必要があります。

予防のための事前策

- ① 教職員の研修（食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識・理解、AED等の救急法）
- ② 保健主事（養護教諭）や栄養教諭を中心に食物アレルギーを持つ生徒に関する情報を全職員で共有し緊急時の対応体制及び手順（薬の保管場所）等を決めておく。
- ③ 食育教育の中で、生徒が食物アレルギーに対する正しい知識を持ち、自ら判断し、自己管理ができるよう指導する。

アナフィラキシー症状をきたした児童生徒を発見したときの対応（モデル図）



「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より

CheckPoint

- ☆ とにかく冷静に判断し、救急搬送の要請と複数の教職員で分担して対応にあたることが大切です。また、エピペンの使用法等についても研修等で全教職員に徹底しましょう！

C-4 熱中症

対応の基本的な考え方

熱中症は、運動や暑熱から起こる体の障害の総称です。熱射病（ねっしゃびょう）や日射病（にっしゃびょう）と呼ばれているものは、重症の熱中症のことです。

人間の体は、皮膚からの放熱や発汗によって体温を下げますが、外気が皮膚温以上の時や湿度が非常に高いと、放熱や発汗ができにくくなり、熱中症を引き起こします。

主な熱中症の症状としては、めまい、失神、頭痛、吐き気、気分が悪くなる、体温の異常な上昇、異常な発汗（または汗が出なくなる）などがあります。また、熱中症が原因で死亡する事もあります。特に重度の熱中症においては致死率は30%に至るという統計もあり、発症した場合は程度によらず適切な初期対応を取り、直ちに医療機関へ搬送する必要があります。

予防のための事前策

- ① 部活動や体育行事等においては、安全面に十分配慮しながら、生徒個々の運動能力や体力の実態に応じた指導計画を立て指導を行う。
- ② 熱中症防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。
 - 気温・湿度・風の有無等、当日の気象状況に十分気をつけること。
 - 長時間にわたっての直射日光の下での活動は避けること。
 - 屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに、水分（0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等）や塩分（塩タブレット・塩飴等）を適切に補給させること。
 - 生徒の疲労や心身の状況を常に把握し、異常が認められる場合は速やかに運動を中止させ必要な処置をとること。
- ③ 熱中症が起こりやすい条件は夏季に集中することが多いが、冬季のマラソン等でも熱中症による事故が発生しており十分注意が必要である。
- ④ 生徒の発達段階に応じ、熱中症予防に関する基本的な知識（要因・症状）を身につけさせ、その予防法や対処法等についても適切に指導する。

【対応の手順】※発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

事故発生→直ちに職員の応援を要請する

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、生徒の状況を迅速に把握する。

- ② 熱中症の疑いがある場合、少しでも意識障害があれば重症と考えて処置する。もし、意識がない状態で倒れた場合は頭部への外傷等について注意を払う。

- ③ 救急車を要請し、到着までの所要時間に注意しながら体を冷やす等の処置を行う。場合によっては、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）などを的確に実施する。

※ 応急手当をする際に生徒を運搬する場合は、生徒を安静にすることが必要である。その際、体位や体熱の放散（腋や足の付け根部分を氷等で冷やす）・環境等（日陰・エアコン）にも配慮する。

- ④ 他の職員で正門前に待機し、救急車を適切に誘導する。救急搬送する場合は教職員も同乗し、医療機関へ事故の発生状態、初期対応等を報告する。

※ 保護者に連絡をとり、搬送先の医療機関、生徒の状況等を説明する→医療機関へ

※ 医療機関で医師から生徒の状況・診断・治療等を聞き管理職へ報告する。

※ 保護者が到着した後も、管理職からの指示があるまで生徒に付き添い続けること。

○ 管理職・担任（顧問）は速やかに医療機関へ駆けつけ、保護者に詳しい事情を説明する。

○ 文書にて事故の概要・経過、処置、今後の対応等をまとめ市教委へ報告する。

CheckPoint

☆ 熱中症が疑われる場合は直ちに適切な処置を行うことが大切です。特に部活動指導下においては顧問の先生で、きちんと給水・休憩をとるように指導し、気分が悪い等の初期症状を訴えてきたときはただちに運動を中止させ、休ませることが大切です。「大丈夫そうでしたので」なんて根拠のない判断ミスで熱中症による重大事故が発生しないよう細心の注意を心がけましょう！

C-5 感染症

対応の基本的な考え方

集団発生を未然に防ぐため、日常的な健康管理を指導する必要があります。うがいや手洗いの励行や習慣化、体力の維持・増進に関する内容を学級活動や保健指導等で計画的に行っていきます。

- 感染症の蔓延を防止し、本人及び他の生徒の健康・安全を確保することを第一義として対応に努める。
- どのような感染症なのか、家族全員の健康状態はどうか、医師の診断はどうか等、保護者との細かな連絡を行う。
※第一種の感染症の場合には、家族の発病による生徒の出席停止は、強制的に行われる。
- 兄弟姉妹で通学し、どちらかが発病した場合には、保護者や医師等と相談した上で、発病前の段階でも、もう一人の生徒に対し出席停止の措置をとる。
- 教育委員会及び保健所、学校医、学校薬剤師とも綿密に連絡を取りながら対応すること。特に、保健所、学校医、学校薬剤師の専門性を生かしていく。
- 生徒本人及び家族の人権を守るといった立場から、感染症発生に関する誹謗・中傷等が起きないようプライバシーに配慮する。

【法令に定められた感染症の種類】

第一種 停—完全治癒	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘瘡・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ（H5N1）・重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る） 新型コロナウイルス感染症
第二種 停—解熱後2日	インフルエンザ（H5N1を除く）・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 停—非感染確認	コレラ・赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・猩紅熱等）

【対応の手順】※発生直後から糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

担任は発生連絡受理後、直ちに管理職に報告

- 発症者の氏名と生徒との続柄、症状の把握、治療及び入院した病院名、感染症の種類と医師の診断等→教育委員会・保健所等へ報告
- 発症した家族の生徒の出欠状況を調査することを指示。また、兄弟姉妹がいる場合には、その兄弟の出欠状況を調査することを指示

※第一種感染症の場合は、全学級担任に、類似の症状がないか全校調査を実施する

第一種感染症の場合

- 管理職は、次の項目を教育委員会・学校医に報告し指示を受ける。
・罹患者の症状及び学級毎の人数、治療及び入院した病院名、全生徒の健康状態や出欠状況。
- 該当する生徒を「**完全治癒**するまで**出席停止**にします。
対策本部を設置し、保健所や教育委員会、学校医の指示・指導をもとに他の生徒への対応を協議する。
・児童生徒への指導内容の確認、保護者に対する連絡、報告の内容の確認、他の生徒への対応。

第一種感染症でない場合

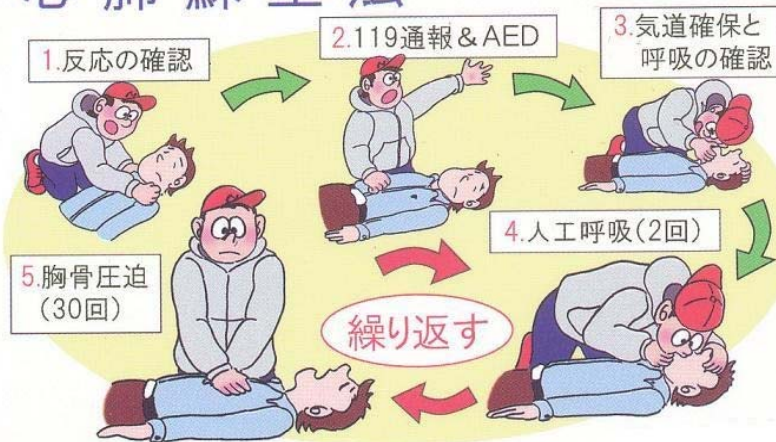
- 該当する保護者や医師（学校医）と相談した上で、予防措置のため当該生徒の出席停止の措置をとるように担任に指示する。
 - 保護者へ出席停止の意義と期間等を説明→家庭での治療・経過観察
 - インフルエンザ等は必要に応じて市教委等へ状況報告（罹患者数・欠席者数等）→学級閉鎖等
- ※第二種の出席停止期間は、原則として発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで、第三種は症状により感染の恐れがないと医師・学校医が認めるまで

CheckPoint

- ☆ 感染が疑われる生徒についてはただちに出席を止め、学校において集団感染を引き起こすリスクを最小限に抑えることが大切です。保健主事（養護教諭）は、学校医と連携をとりながら的確な対応を心がけましょう！

C-6 AEDを用いた一時救命の流れ

心肺蘇生法



AEDが到着したら

まずは電源ON
あとは音声案内に従う



AED
Automated External Defibrillator
自動対外式除細動器



「突然の心停止から命を救う機器」
AEDを設置しております。
万が一の際は、すぐに職員まで声をお掛け下さい。

AEDとは
AEDとは自動体外式除細動器のことを言います。

A : Automated (自動化した)
E : External (体外式の)
D : Defibrillator (除細動器) です。

○心臓の状態をAEDが判断して、自動的に電気ショックが必要かどうかを音声で教えてくれます。

○電気ショックをすることで、心室細動を止めて正しい心臓のリズムに戻します。

大事なこと！「もし、AEDが電気ショックは不要です」と言ったら？

事故や病気による心臓停止には、電気ショックの適応となる「心室細動」と呼ばれる心臓のけいれん（こまかくふるえている状態）によるものと、適応でないものがあります。

AEDはこの電気ショックの適応の有無を自動的に判断してくれます。電気ショックが必要でない場合、「電気ショックは不要です」と指示をしてきます。

「電気ショックは不要です」＝「心臓が動いて回復した！」ではありません！

AEDが「電気ショックは不要です」と指示してきた時、倒れている人にまったく反応がなかったら、必ず人工呼吸・胸骨圧迫（心肺蘇生）を継続して行って下さい！

何か反応（手や足が動く等）があれば、AEDのシートを貼ったままの状態（AEDが自動でモニタリングします）で救急隊員の到着まで見守ります！

CheckPoint「命のリレー」

☆ 救命のためには、救命の現場に居合わせた人による「早い通報」、「早い応急手当」、救急救命士等による「早い救急処置」、医療機関への「早い救命医療」の4つからなる「命のリレー」がスムーズに連携することが必要不可欠であり、この連鎖がひとつでも欠ければ、救命することはできません！学校事故においては、迅速な救急要請と応急手当が求められます。特に学校管理下の事故においてAEDがあるのに、使用せずに死亡事故に至った事例も報告されています。学校では最低でも年に一度は全職員対象の救命救急に関する研修等を行い、心肺蘇生やAEDの使用法について理解し、事故等において確実に使用できるよう訓練し、身につけておく必要があります！

D-1 いじめ

対応の基本的な考え方

「学校いじめ防止基本方針」を基本とし、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、学校におけるあらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。また、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組むことが重要です。

- いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう**生徒・保護者対象の学期1回のいじめアンケートと毎月の生徒生活アンケート**、生徒が相談しやすい環境を意識した面談を実施するなど、担任・学年を超えた学校組織全体で生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- 保護者・地域や関係機関と連携しながら情報を共有し指導にあたる。
- 生徒の自治の力を高め、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導する。

予防のための事前策

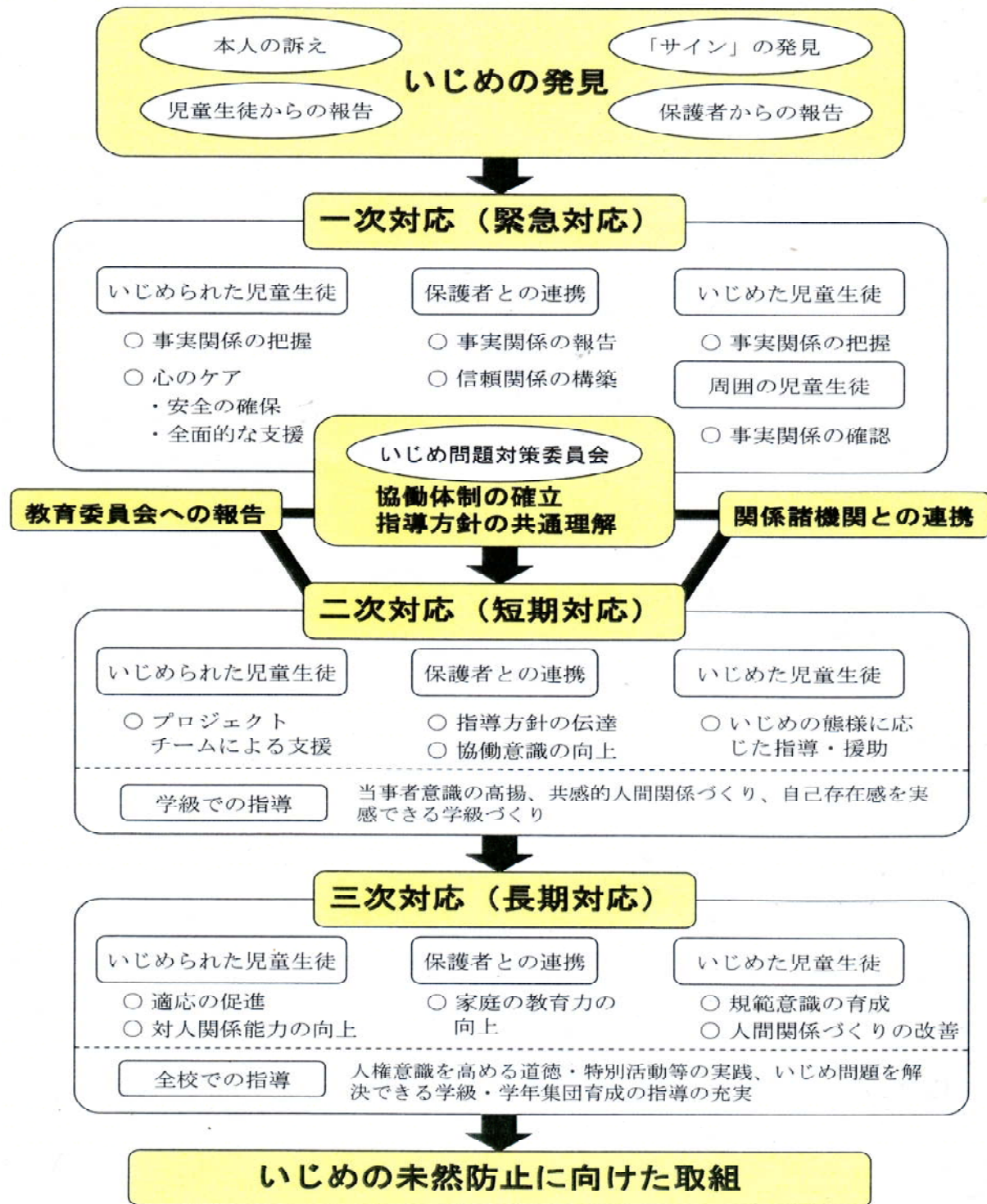
いじめは複雑化・潜在化し、教師の視点からは大変見えにくくなっていますが、「教師としてなすべきこと」を念頭にいれ、いじめの早期発見に努めます。特に、生徒の様子を把握するためには職員間での情報の共有が一番大切です。中学校では担任が学級生徒に対応する時間に限りがあり、担任は組織的に多面的な情報を提供してもらう必要があります。教科担任・部活動顧問・養護教諭・補導教諭・サポート教室担当等との日常の会話や学年会等での情報交換の中から学級での気になる生徒を把握し、継続的にいろいろな方面から見守ることが大切です。

また、早期発見については当事者以外の生徒からの情報提供が一番有用ではないかと思います。学級生徒との信頼関係の構築は、このような情報提供を促進し、また、いじめに対する有効な抑止力となります。日頃から生徒とのコミュニケーションづくりを推進し、情報の収集に努める。

【いじめ問題への対応の組織】※糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ



【いじめ問題への対応の手順】



CheckPoint

☆ いじめの兆候を発見した場合、まず第一にいじめられている生徒の安全を確保し、生徒の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行うことが必要です。そして、いじめられている生徒を最後まで守り通す姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消にむけ全力を挙げて取り組み、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していくことが重要です。また、いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で確認・指導し、いじめの重大性・非人間性に気づかせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導を行います。

さらに、いじめ問題として確認した場合、事実関係を明確にした上で、その原因を究明するとともに、関係者の日ごろの指導の在り方等についても反省すべき点を明らかにして、全教職員の共通理解を深めるとともに、早急に指導方法等の改善に努めます！

D-2 人権侵害（差別事象）

対応の基本的な考え方

- 「差別は絶対許されない」という教師の毅然とした態度での対応。（差別を見逃さない！）
- 被差別生徒の立場に立って、生徒の人権を守ることを最優先に考え、生徒が安心して学校生活を送れるような環境づくりを進める。
- 全教師の共通認識のもと、組織的に対応し、生徒や保護者からの信頼を得られるよう最大限の努力をする。

予防のための事前策

- ① 普段の学校生活の中で、きめ細かい観察や個別面談等をととして生徒の実態把握に努める。
- ② 教職員の人権意識と人権感覚を高める研修等を充実させる。
- ③ 教育活動全般を、常に人権尊重の視点でチェックし、人権教育推進計画の実践及び改善を行いながら人権教育の取り組みを充実させる。
- ④ 生徒会等を中心に生徒の自主的な人権活動を充実させ、互いに支え合える仲間づくりに取り組む。
- ⑤ 普段から、学校を支える家庭・地域との連携を図り、情報発信に努めるとともに、学校を支える社会全体の人権感覚を高めるよう努力する。

【対応の手順】※差別事象の詳細・学校の対応等を整理し糸島市教育委員会へ報告する

差別事象の発生(事例)

授業中、班に分かれて調べ学習をしていたところ、同じ班のAとBが些細なことから口喧嘩になり、その中でAがBに対し、大声で「おまえ、ガイジのくせに!」と発言した。

発生直後の対応

教科担任は、すぐ授業を止め、Aに対し「今の発言は、差別発言であり、人を傷つけるものである」等と注意し、発言の問題等を指摘するとともに、併せてBやクラスの他の生徒に対しても適切な指導を行い、的確に状況を判断したうえで授業を再開する。

※発言によって動揺している生徒がいる場合、該当生徒の心のケアのため、他の教職員の協力を求めるなどの対応を行う。

聞き取り及び該当生徒への指導

- 教科担任は授業終了後直ちに、学年主任及び担当教員へ報告を入れる→管理職へ報告
- 管理職・担任及び関係職員で生徒の状況、聞き取る内容、指導方針、生徒の心のケア、その後の指導方法等を協議する。
- 担任・関係職員は、学校の教育課題を見いだす観点で聞き取りを行い、慎重かつ正確に事実確認をすすめる。その際は生徒から行為及び行為に至った背景や発言に対する生徒の認識等について聞き取り、誤った知識や認識を正し、人権問題に関する理解や認識を高めるよう指導する。
- 被害生徒に対する心のケア

保護者・教育委員会への報告

- 担任・担当教員は、家庭訪問等により保護者との連携を図り、保護者からの質問や相談に対しては誠意を持って対応する。
- 校長は、事象の概要、発生直後の対応、発生後の経過、関係生徒の状況、今後の取組等を教育委員会に報告し、必要に応じ指導・助言を受けながら対応にあたる。

事後の取組

- 運営委員会・生徒指導委員会等を開催し、事象の概要、原因、背景及び差別性を分析・課題を整理、学校の教育課題を明らかにして職員研修等で職員間の共有を図り、取組体制を確立する。
- 関係生徒（全校生徒）の人権問題に対する認識や理解を深める学習や指導をととして、人権問題の解決に向けた態度を育成する取り組みを充実させる。
- 生徒会を中心に差別事象の問題点について、学級・学年集団の中で討議を行うことなどにより「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動ができる力」を育む。

CheckPoint

- ☆ 差別落書きの場合は、原則として、直ちに落書きを覆い、保存した上で、管理職に報告を行い、関係者立ち会いのもと現場確認及び記録（写真記録等）を行い、消去します。

D-3 インターネット掲示板での誹謗中傷

対応の基本的な考え方

被害生徒の「人権・プライバシーを守る」対応を最優先にし、生徒の心のケアを含め関係機関と連携しながら取り組むことが大切です。特にネットへ拡散した個人情報や誹謗中傷は、時間の経過とともに事態が急激に悪化する恐れがあるので直ちに関係機関に対応を求めながら、組織的に迅速な対応と的確な判断が求められます。

予防のための事前策

- 「ネットによるいじめ」等をテーマにした規範意識学習会等を実施し、SNS等での誹謗中傷は、名誉毀損罪や侮辱罪となる場合があります。悪質な場合は警察の捜査が行われることを指導する。また、掲示板等に匿名で書き込みをしても、犯罪行為であった場合は警察の調査により書き込み者を特定することが可能であることを指導する。
- LINE・facebook等のSNSの利用については「誰かを傷つける内容ではないか」「自分が書き込みをされたらどう感じるか」等をよく考えてから利用するよう指導する。
- 携帯やスマホ・インターネット等を利用して知り合った人物からの犯罪被害（殺人等）が多発している現状を知らせ、危険性、活用のマナー等を指導する。
- 保護者への情報発信・啓発を行い、家庭と連携・協力しながら指導を進める。

【対応の手順】※糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

被害の発生（事例）

1年生女子のA子から、「インターネットの掲示板に実名とともに誹謗中傷する書き込みをされ困っている」と担任に相談があった。

被害生徒への対応

- ① 被害生徒から事実確認を行い、生徒の受けている心理的圧迫をしっかり受け止め、必要があればスクールカウンセラー等の活用を行う。
- ② 管理職に報告→対策本部の設置（個人情報の取扱に留意しながら早急に対応を検討する）
- ③ 被害生徒及び保護者に掲示板への対応（削除要請、加害者の特定努力と指導、再発防止策）を説明する。

掲示板への対応

- ① 対象となる掲示板サイトの誹謗中傷にあたる書き込みのレス番号やURL及び書き込み内容を確認のうえ、記憶媒体に保存するとともに、印刷する。（保存が難しい場合は、その画像をデジタルカメラ等で撮影し記録保存）
 - ② 掲示板サイトの削除要請の仕方を確認し、当該掲示板の管理者、もしくはサーバー管理者に学校名で削除要請するとともに、ログの保存を依頼する。
 - ③ 削除要請以降、掲示板への書き込みが削除されたか確認する。
 - ④ 掲示板管理者に、削除要請したにも関わらず削除されない場合は、再度、掲示板管理者に削除を要請するとともにその掲示板が利用しているプロバイダ等にも直接削除を要請する。
- ※対応については市教委、関係機関等の指導・助言等を得ながら迅速に対応する。

警察・法務局との連携

- 名誉毀損等の犯罪に該当するような場合は、警察に相談する（被害届けは被害生徒本人及び保護者が提出する必要がある）。また、書き込みの内容については、該当生徒と全く面識のない者（ストーカー）等が被害生徒に近づく二次被害も考えられるので警察と相談しながら対応する。
- 人権侵害にあたる場合は、法務局・地方法務局に相談する。

CheckPoint「加害者が判明した場合」

- ☆ 加害生徒が判明した場合、事実を確認し、すぐに削除させるとともに、書き込みをした背景や、時間的な経過等、できるだけ具体的な情報を把握します。
- ☆ 聞き取りは「被害者保護」の観点から不用意に周囲に知られることがないように注意すること！
- ☆ 加害生徒の課題を生活背景等（学校生活・家庭状況・友人関係・保護者等）と関連させて明確にし、事件の再発防止に向け指導を行います。また、犯罪行為等があれば、必ず警察に通報し連携して事件の収束、再発の防止に努めます。
- ☆ 加害者が他校生徒の場合、該当の学校及び市教委と連携して緊急措置及び加害生徒への指導を行います。（市教委、学警連や生徒指導担当者会等で情報を共有し連携して対応）

D-4 校内暴力

対応の基本的な考え方

何より被害生徒の安全確保（負傷している場合は治療）を第一に、事件の再発防止と正常な教育活動の早期回復に努めます！

- 事件の経過や背景を正確に把握し、適切な対策を講じる。
- 緊急対策（当該生徒に対する指導と措置及び保護者への対応等）と長期的対策（生徒指導、学級経営等の見直し等）の両面からの具体的な対応が大切です。
- 加害生徒へ調査を基にした原因分析・指導を行うとともに被害生徒・保護者への的確な情報伝達と誠意ある対応を行い、被害生徒・保護者の不安感の解消に努める。

予防のための事前策

- ① 全教職員は常に弱者の側に立ち、暴力等の問題行動に対しては毅然とした態度で対応する。
- ② 生徒指導部を中心に全職員での校内巡回や生徒への声かけ等を行い、生徒間のトラブル発生を未然に防ぐ。
- ③ 積極的な生徒指導の展開に務め、担任は豊かな人間関係を構築する学級経営に努める。
【児童生徒に自己存在感をもたせること】
【共感的人間関係を育成すること】
【自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること】
- ④ 生徒理解のための教育相談活動を積極的に行う。
- ⑤ 生徒の心に働きかける教育環境の整備に努める。

《二丈中独自の具体策》

- ① 毎週、週時制内で開く「いじめ・不登校対策委員会」において暴力関連の実態を確認する。
 - ② 毎週金曜日の職員朝会において、各学年から過去1週間の実態報告を行い、情報を共有する。
 - ③ 毎月の生活アンケートで実態を把握し、迅速に対応する。
 - ④ 「いつでも、どこでも、誰にでも」相談できる体制を整え、年3回の教育相談週間を設ける。
 - ⑤ 「子ども110番」の部屋（職員室・保健室・相談室）を設け、明示する。
- ※ 暴力行為を繰り返す生徒に対しては、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に日常の看取りと対策を講じる。必要に応じて、弾力的な学級編制を行う。

【対応の手順】※糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

被害の発生（事例）

1年生男子生徒Aが、同じ部活動の同級生B・Cから部室に呼び出され、一方的に殴る、蹴るの暴行を受けた。

被害生徒への対応

- ① 被害生徒が負傷している場合は応急手当を講じ、緊急を要する場合は、すぐに医療機関での治療を行う。
- ② 容体等に配慮しながら時間的な経過や内容、関係生徒など、慎重にできるだけ具体的に聞き取る。
※今後の不安等から事実を話したがない場合は、教職員は被害生徒の立場に立ち、警察等の関係機関とも連携しながら最善を尽くすことを伝え、話しやすい雰囲気をつくる。（本人とできるだけ関係の深い教員からの聞き取りがベストーいじめ対策と連動させる）
- ③ 被害生徒の家庭には複数の教員で家庭訪問を行い、事件の内容や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取り組みについて理解と協力を依頼する。また保護者の気持ちを十分聞きとるとともに解決に向け連携を図る。（被害の内容によっては、警察への被害届けの提出等も行う）

加害生徒への対応

- 暴力行為等の問題行動は理由の如何に関わらず「暴力は絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然として指導にあたる。
- 加害生徒から問題行動が起こった背景、時間的経過、内容、関係生徒等の聞き取りを行い、できるだけ具体的に確認する。
 - 具体的事実をもとに、加害生徒・保護者への教育相談を行い、保護者と連携して被害生徒の保護及び再発防止に努める→被害生徒・保護者への謝罪等
 - 加害生徒の具体的な行為・動機、個別的資質等を考慮し、校内規定により別室指導等の処置を行い反省を促す。
- ※場合によっては市教委による出席停止や児童相談所への一時預かり、警察対応等が考えられる。

CheckPoint

- ☆ 事後の対応として、全職員で被害生徒を見守り、被害生徒が今後の学校生活を送るうえで、希望や展望が持てるよう「心のケア」を図り、援助体制を確立することが大切です。また、教育相談体制の充実を図り、SCなどと連携して対応することも必要です。
- ☆ 生徒指導の場面では、小さな問題行動に対して曖昧な対応・処置を続けるっていると、このような大きな問題行動が発生し、被害生徒はもとより、他の生徒や保護者からの信頼も失ってしまいます。全教職員の共通理解・対応をもとに、小さな問題行動も見逃さない感性を高め、問題行動に対しては毅然とした態度で対応することが大切です！

D-5 喫煙・薬物乱用

対応の基本的な考え方

シンナーは容易に神経細胞の機能に変化を引き起こし、心的発揚・幻覚症状が出現し、やがては生命が脅かされる中毒症状を呈します。シンナーは毒物及び劇物取締法で指定された薬物であり、摂取・吸入・所持・販売・授与が禁止されているとともに、これらに違反した場合は懲役もしくは罰金が科せられます。

喫煙についても同様に、未成年者の喫煙は法律で禁止されており、喫煙による心身の発達の遅れや様々な健康被害が考えられます。

生徒が喫煙や薬物乱用を始める二大原因は「仲間からの誘い（好奇心）」「仲間外れになることへの心配」と言われ、これに加えて、退屈感、危険性についての情報不足、誤った知識などが挙げられます。一般に、喫煙や薬物乱用の形態は仲間喫煙（吸引）する共同型がもっとも多く、他の生徒や近隣校の生徒及び卒業生等をも巻き込み、その範囲を広げる場合が多く、学校の対応が遅延すると地域の問題となる可能性もあり、早期発見・早期対応が最重要となります。

予防のための事前策

- 生徒の心に訴える薬物乱用防止教育の推進を行う。また、薬物への誘惑に対し強い意志で「No」と言えるために、道徳的実践力を育む日常の道徳教育を充実させる。
- 個々の生徒の心の居場所づくりのために学級経営、ガイダンス機能、カウンセリング等を充実させる。
- 生徒の心の変化をつかむために、心に寄り添うきめ細やかな観察・対応を行う。

【対応の手順】

当該生徒への指導

- 当該生徒に、喫煙やシンナー吸引場所や同伴者の有無等を聴く。シンナー吸引生徒については暴れたり、興奮したりして話を聞けないような状況も見られるため、落ち着いた後、シンナー吸引の動機及び背景的要因を判別する教育相談を行う。
- 喫煙・吸引の動機及び背景的要因を排除する解決策を、段階的な行動目標として講じる。
- 喫煙、薬物の所持、使用禁止に関する法的根拠と、たばこや薬物等が体に与える影響を科学的に理解させる。
- 生徒への支援として、生徒の心の居場所づくりに視点を置いた学級経営を推進する。

学校としての対応

- 担任の生徒の個別指導を行う。担任を支援する体制を組織する。
 - 担任、生徒指導主事による家庭訪問を行い、保護者との連携を密にする。保護者への助言・支援を行う。
- ※常習的喫煙については家庭で容認している場合も多く、保護者の意識改善・協力が求められる。
- 体験活動的な薬物乱用防止教育及び道徳の時間の充実を図る。
 - 職員会議、校内研修をととして、全教職員の共通理解・共通行動の徹底を図り、全教職員の問題として対応する体制を確立する。

関係機関との連携

- 教育委員会に連絡し、今後の処置・対応についての助言を受ける。
- 警察に連絡し、法的措置について指導を受ける。
- 当該生徒の交友関係等の情報を提供する。
- スクールカウンセラー等と連携し、生徒・保護者のカウンセリングを要請する。
- 民生児童委員・補導員との連絡を密にし、当該生徒及び保護者を見守る地域づくりを依頼する。

CheckPoint

- ☆ 薬物の乱用については、喫煙→シンナー→脱法ハーブ等の危険ドラッグ→覚醒剤・麻薬と中毒・依存症状が進むにつれエスカレートして行く場合が多く、吸引初期の段階での発見、薬物乱用防止の指導が大切です。現在、「危険ドラッグ」での犯罪や死亡事故も含めた交通事故等の問題が多発しており、インターネット等で簡単に入手できる「危険ドラッグ」がいつ中学校に入ってきてもおかしくない状況であり、学校の喫煙の課題として薬物乱用防止に向けた取り組みが求められています。関係機関と連携しての「薬物乱用防止教室」や授業（保健・学活等）で薬物の危険性を正しく理解させ、規範意識の育成等と併せて、「薬物に絶対に手をださない」「誘われてもNoと言える」よう生徒を指導していくことが大切です！

D-6 万引・窃盗

対応の基本的な考え方

「いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る」状況の中で、万引き（窃盗）予防と再発防止の指導は急務です。緊急を要する内容ですが、指導は容易でなく、日常的に根気強く、継続的に対応する必要があります。

また、万引きの原因が「品物が欲しくて万引きする」のではなく、集団で役割を分担し「手当たり次第ランダムに商品を盗む」遊び非行型の集団万引きが目立つのも近年の特徴です。

万引きはれっきとした刑事犯罪（窃盗罪）であることをきちんと生徒に理解させ、非行防止・生徒の規範意識の育成を図ることが重要です。

予防のための事前策

- 非行防止教室「万引き防止」の実施
- 日常の指導から「人の物を盗む」行為の重大性を認識させ、規範意識の育成を図る。

【対応の手順】

万引きの発生（小売店からの通報） → 管理職・主幹教諭へ事件発生の報告

複数の教員（担任・生徒指導）で現場に向かい事情を聞いて生徒を引き取る → （保護者連絡・引取）

事実の確認

- 小売店からの情報を含め、内容や他の関係生徒等の人数・名前等、できるだけ具体的に聞き取りまとめる → 生徒指導部会を開いて情報を整理し対応をまとめ管理職へ報告し指示を仰ぐ。
- ※様々な角度からの情報を整理し、一つ一つ確認しながら事実を明らかにする。
- ※場合によっては、上級生（同級生）からの命令で万引きをさせられているようなこともあるので慎重に調べを進めること！

対応

- ① 家庭訪問又は、学校に生徒・保護者を集め、事件内容を説明しながら、問題行動（万引き）の原因や背景を考えた教育相談を行う。
- ※保護者と連携をとりながら指導を進める → 小売店への謝罪・弁償等
- ② 指導内容は、常に管理職や主幹教諭（生徒指導主事）に報告する。
- ③ 関係機関と連携して行う場合は、管理職を通して行う。
- ④ 校長が教育委員会に報告し、後日文書で報告する。（速報の作成）

CheckPoint

- ☆ 万引きが常習化しているような場合には、状況によって警察・児童相談所等の関係機関への報告・連携が必要となる。生徒の家庭環境、生育歴、保護者の養育態度等も含めて子ども課等の関係機関と連携・協力しながら長期的な視野にたった指導を継続して行うことが必要です。
- ☆ 生徒や保護者も含めて「万引き」という言葉に対し軽い考えを持っている場合が多いように感じます。万引き＝どろぼう＝窃盗は同一であることを生徒に認識させ、重大な犯罪行為であることを深く考えさせる必要があります。
- また、多くの小売店が万引きの被害により多大な損失を出していること。その被害によって経営自体が成り立たなくなり、店を閉めるような場合もあること等を考えると学校での日常の指導がいかに大切かを痛感します。
- たかが「万引き」などと安易に考えることなく、犯罪行為は絶対に許されない・許さないという強い規範意識を持つ生徒の育成に向けて、警察や関係諸機関と協力しながら学校全体として生徒への指導や取組、保護者の啓発等を総合的に進めて行くことが大切です。

D-7 自殺予防

自殺は「孤立の病」とも呼ばれています。子どもが発している救いを求める叫びに気付いて、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながります。自殺が現実になってしまう前に子どもは必ず「助けて！」という必死の叫びを発しています。学校で毎日のように子どもに接している教師こそが、この叫びを最初に受け止めるゲートキーパーでもあります。

一人でこの問題を抱え込まずに、周囲の同僚たち、子どもの家族、医療従事者などと協力してこの危機に向き合っていきましょう！

自殺に追いつめられる子どもの心理

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かけて徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。

- 1 ひどい孤立感：「誰も助けてくれない」としか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。
- 2 無価値感：「私なんかいない方がいい」などといった考えがぬぐいされなくなります。
- 3 強い怒り：自殺の前段階として強い怒りを他者や社会にぶつけることもよくあります。
- 4 苦しみが永遠に続くという思いこみ：自分の苦しみ、永遠に続くと思ひこみ、絶望的になっています。
- 5 心理的視野狭窄：自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。

どのような子どもに危険が迫っているか

- ・自殺未遂 ・心の病 ・安心感の持てない家庭環境 ・独特の性格傾向（極端な完全主義等）
- ・喪失体験（離別、死別、病氣、ケガ、急激な学力低下、予想外の失敗等）
- ・孤立感（いじめ、仲間はずし等） ・安全や健康を守れない傾向（事故を繰り返す等）

【自殺のサイン】（「子どもの自殺予防」：文部科学省より）



◆その他のサイン例

- ・これまでにあった事柄に対して興味を失う。
- ・注意が集中できなくなる。
- ・いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ・成績が急に落ちる。
- ・不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ・投げやりな態度が目立つ。
- ・身だしなみを気にしなくなる。
- ・健康や自己管理がおろそかになる。
- ・不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
- ・自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ・学校に通わなくなる。
- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・家出や放浪をする。
- ・乱れた性行動に及ぶ。
- ・過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする。
- ・自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。

予防のための事前策

- 毎月実施する生活アンケートを通して、生徒の変容やサインに気づく。
- 年3回の教育相談週間及び日常の教育相談活動を充実させる。
- 部活動の充実を通して、心の強化を図る。

対応の原則

信頼感のない人間関係では、子どもは心のSOSを出せません。子どもの中に「あの先生なら助けてくれる」という思いがあるからこそ救いを求める叫びを発しているのです。

子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったとき、教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちです。しかし、それでは、せっかく開き始めた心が閉ざされてしまいます。自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のようなTALKの原則が求められます。

【TALKの原則】

- 1 Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。
- 2 Ask : 「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。
- 3 Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。
- 4 Keep safe : 安全を確保する。

対応の留意点

【一人で抱え込まない】

自殺の危険の高い子どもをひとりで抱えこまないことが大切です。チームによる対応は、多くの目で子どもを見守ることで生徒に対する理解を深め、共通理解を得ることで教師自身の不安感の軽減にもつながります。

【急に子どもとの関係を切らない】

自殺の危険の高い子どもに親身に関わっていると、しがみつくように依存してくることも少なくありません。昼夜分かつたず関わっていたかと思うと、疲れてしまって急に関係を切ってしまうといった態度は、子どもを不安にさせます。子どもとの間には継続的な信頼関係を築くことが大切です。

【「秘密にしてほしい」という子どもへの対応】

子どもが「他の人には言わないで」などと訴えてくると、ひとりだけで見守っていくというような対応に陥りがちです。自殺の危険はひとりで抱えるには重過ぎます。子どものつらい気持ちを尊重しながら、保護者にどう伝えるかを含めて、他の教師ともぜひ相談してください。

【自傷行為への対応】

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺の危険を示すサインです。あわてず、しかし真剣に対応して、関係機関につなげることが大切です。子どもははじめは抵抗を示すかもしれませんが、本人の苦しい気持ちを認めるような姿勢で関わってください。

CheckPoint

☆ 子どもの自殺は、一般的に考えられているよりもはるかに深刻です。中学・高校教師の5人に1人は生徒の自殺に、3人に1人は自殺未遂に遭遇したことがあるという調査結果もあります。

子どもが自殺という行為に及ぶ前には、救いを求める必死の叫びをあげていることがほとんどです。そのサインを的確にとらえ、自殺の危険を察知したら、正面から向きあって真剣に関わっていくことが大切です。

自殺はたったひとつの原因から生じるのではなく、さまざまな複雑な問題が重なって起きています。誰かがひとりだけで自殺の危険の高い子どもを支えることはできません。きめ細かな対応を進めていくには、学校におけるさまざまな役割を担った教職員の間で十分な連携を図ることが大切です。

また、学校、家庭、他の関係機関、地域の人々がそれぞれの立場で協力して、子どもが危機を乗り越えるのを手助けする必要があります。それぞれの能力と限界を見きわめながら、子どもを守るという視点を忘れずに、協力体制を築くことが大切です。

E-1 相談・苦情への対応

対応の基本的な考え方

まずは、相談や苦情を申し出た相談者の気持ちを受けとめた上、取り急ぎ、事実確認を行う旨を伝え、相談者の立場に立った対応を実施します。

- 相談者が訴えている事実があるか否かの確認を行う。その際、事実確認の過程で、決めつけたり、十分な確認を怠ったり、プライバシーの配慮を欠いたりするなどして、新たな問題を生まないように留意する。
- 事実が確認された場合、謝罪すべき場合は事実を誠実に受けとめ、真摯に謝罪するとともに、再発防止策についての説明を行う。
- クレームの内容によっては修理・弁償等の問題が発生する場合がある。個々のケースで対応が異なるが、学校に非がない場合は、当事者間の問題となり、学校が安易に代金を支払うようなことがないようにする。
- 必要があれば教育委員会に報告し、対応を協議する。また、場合によっては警察等の関係機関に相談する。

予防のための事前策

- ① 相談・苦情が事実であった場合、その原因の究明と改善の方策について、学年・分掌等の関係職員間で検討しておくとともに、生徒・教職員からの連絡・相談体制を確立しておく。
- ② 調査・確認の結果、相談者の指摘する事実がなかった場合でも、同じような事実がないか調査・確認し、必要に応じて生徒への注意喚起等の対応をとる。
- ③ 日頃から相談案件の事柄について、未然防止のための必要な措置を講じておく。
- ④ 相談案件によっては、内容が深刻なものもあるが、相談者が解決への展望が持てるようにできるだけポジティブにとらえ、迅速かつ冷静に対応することが必要であり、日頃から研修を行うなどして相談体制の充実を図る。

相談・苦情（電話等）の対応のポイント

- どのような案件でも、常に誠意を持って対応する。匿名での電話であってもこちらの所属・名前を名乗り、慌てず、丁寧に落ち着いて対応する。
- まずは、相手の話を十分に聞き、「どのようなことを訴えているのか」を把握するとともに相手の気持ちを受けとめる。初期対応を誤り、相手の憤りを増幅させないこと。
- 電話を「たらいまわし」にしない。相手が求める内容に対して、すぐに対応できない場合は、こちらから電話をかけなおす。
- 「校長を出せ！」と言われる場合に備えて、第一次的には学年主任や担任・分掌の代表等が二次的には教頭・主幹教諭等が対応するよう、あらかじめ対応者を決めておく。受けた担当が話を聞いた場合でも、一人で判断したり、個人的に対応せず組織で対応する。
- 相手の名前や連絡先、回答の要・不要や回答方法を確認し、対応の記録を必ず残す。
- 回答に自信がない場合は回答を保留し、事実確認のために一旦、預かることも必要である。
- 事実が判明していない状況での曖昧な回答や謝罪は行わない。特に安易な約束、文書による謝罪は絶対に行わない。
- 理不尽な訴えである場合は、毅然として対応する。

☆必要に応じて相談者と直接、面談して対応する。

【直接、面談して対応する場合の留意点】

- ・必ず、威圧的にならない程度の複数人で対応する。（一人は記録をとる）
- ・事前に担当者で情報を整理しながら、対応を協議し判明している事実、学校の対応等を説明し理解を得る。
- ・現場が近ければ、一緒に現地に行って確認することも有効である。

※相談者による業務妨害・脅迫等犯罪行為や、また、その可能性がある場合には速やかに警察への連絡を行う。

CheckPoint

- ☆ 相談の内容が少し理不尽だと感じて、最初は相手の話を最後まで聞くことが大切です。途中で話を折るような「しかしですね」「でも、それは」等は禁句です。（話が長引くだけです！）相談者の気持ちを受けとめ、カウンセリングマインド（積極的な傾聴、あいづち、繰り返し、効果的な質問等）での対応を心がけましょう！

E-2 不審電話（個人情報の問い合わせ）

対応の基本的な考え方

個人情報に関わる問い合わせは、原則として、電話での問い合わせには一切応じません！

- 電話での問い合わせでは、即答せず、相手の所属、名前、電話番号等を聞いて一端電話を切り、学校からかけ直すというように慎重に対応すること。
- 守秘事項には一切答えないこと。
- 警察・家庭裁判所、転校先の学校から在籍中の学業の様子や交友関係について問い合わせがある場合などは、管理職の許可を得て対応すること。

予防のための事前策

- 特定の問い合わせ（例：DVによる別居中の父親より生徒が在籍しているか否かの問い合わせ）等がありそうな生徒についての情報を全職員で確認し、その生徒に関わる電話があった場合の対応者（管理職等）をあらかじめ決めておき対応を一元化する。
- 問い合わせの内容にもよるが、職員研修会等で電話対応のシミュレーションを行い、対応の流れを全教職員で確認し、共通理解する。

【守秘事項に関わる電話での問い合わせがあった場合】

① 問い合わせ者からの電話（特定の生徒の場合は対応者を決めておくこと！）

② 要件と相手の連絡先を聞き、一旦電話を切った上で、内容を校長、教頭に報告。

③ 運営委員会を招集し、情報を収集するとともに、対応の手順を確認する。

④ 校長は教育委員会に連絡し、判断を仰ぐ。

※問い合わせ者の状況によっては「電話での問い合わせには応じられないこと、直接合って話を伺いたいとのことを伝える」→管理職・主幹教諭等が複数で対応

⑥ 解決に至らない場合は校長は教育委員会に報告し、対応を協議する。

⑦ 校長は、市教委と協議した内容を全教職員に状況を知らせ、学校としての対応を確認する。

CheckPoint

☆ 当たり前のことですが、公立学校の教職員は公務員です。公務員は地方公務員法等の法律により身分が保障されていますが、同時に守らなければならない法令もたくさんあります。地公法第33条「その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」（信用失墜行為の禁止）地公法第34条「職務上知り得た秘密は漏らしてはならない」（秘密を守る義務）等がそれにあたります。

教職員は立場上、生徒や保護者に関する様々な情報を得る機会が多いと思います。しかも、その情報はきわめて個人的でその秘密を守らなければならないものがほとんどです。

したがって、教職員は情報の取扱には細心の注意を払い、他人のプライバシーや人権を侵害することがないように常に注意する必要があります。

とにかく、人間、他人の秘密を知ると、これを同僚や知人に話したくなるのは常です。しかし、教職員は職務上および身分上知り得た情報を、仮に職場を離れた場合でも、退職した後でも秘密を漏らしてはならないのです！

E-3 成績・評価に対するクレーム

対応の基本的な考え方

【学習状況の評価について】

生徒が学習によって、どのような学力を身に付けたかを評価するのであって、他者と比較することではないことや、学習指導要領の教科の目標に照らし合わせて、生徒が学習したことによって、どのように変化したかをとらえて評価していること等を基本に対応する。

【行動の評価について】

評価の項目の趣旨と評価の観点について共通理解を図り、評価の観点や評価基準を明確にして、なるべく多くの教職員で評価をしていることを基本に対応する。

- ① 保護者の抗議の内容について理解を図る
 - ・どのような点で評価に抗議があったのか、その内容を明確にすることが重要である。
- ② 抗議の内容を考慮して対応する窓口を設定する
 - ・抗議に対しては、早急に対応すること。
 - ・対応の具体的な内容については、校長が確実に把握しておく。
- ③ 組織を中心に職員の共通理解を図る
 - ・日頃より、評価の内容や方法について基本的な考えの共通理解を図る。
 - ・組織的に抗議の内容に対応する資料等がそろえられるようにしておく。
- ④ 事後の対応を大切にす。
- ⑤ 必要に応じて教育委員会へ報告し、適切な指示を得る。

予防のための事前策

【保護者に通知表の内容についての理解を図る】

文書や学級懇談会等で、生徒の学習評価はどのような観点で評価を行っているのかを明確にして、理解を求めておくようにする。

【評価の基になるデータを整理しておく】

補助簿等を使い、説明責任を果たせるよう、評価基準を明確にし、一人一人のデータを整理し、客観的な事実により、自信をもって評価をしていくよう周知徹底を図る。

【対応の手順】

- ① 抗議の発生：抗議の具体的な内容を整理する（担任・教科担任）
- ② 主幹教諭への報告：具体的な内容を資料をもとに報告する→管理職へ報告（成績資料提出）
- ③ 抗議内容の検討：成績資料等をもとに、説明する内容等を整理
- ④ 保護者への説明（担任・教科担任・主幹教諭等、複数教員で対応）
抗議内容に関して、成績資料を基に説明し保護者の理解が得られるよう真摯に対応する。
- ⑤ 運営委員会・教科部会等で再発防止について検討し、全職員への共通理解を図る

CheckPoint

- ☆ 学校への苦情で生徒指導関係の次に多いのが成績に関する問い合わせです。教科担任は、補助簿等を使って、客観的に成績に関するデータをきちんと整理し、いつでも問い合わせにに応じられるようにしておくことが大切です。また、成績の出し方については、保護者への説明文書の配布や学年・学級集会等で保護者へきちんと説明しあらかじめ理解を得ておくことが大切です。
- とにかく、私たち教職員は常に説明責任を求められるということを念頭に、あらゆるクレームに対応できるよう常日頃から準備をしておくことが大切です！

F-1 教職員の不祥事とその防止

対応の基本的な考え方

「不祥事」とは関係者にとって不名誉で好ましくない事柄・事件という意味で、地方公務員法第33条では「職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と規定されています。

つまり、公務員には一般の国民以上に厳しい、高度の行動規範（倫理）が要求されており、その職責を果たすに当たってふさわしくない行為が不祥事に該当します。特に教職員には、生徒の模範となる立場にある者として、一般の公務員よりも高い品性（倫理観）をもって行動することが求められており、それに違反する場合は重い処分を受けることになります。

予防のための事前策

【教職員個人の倫理観の高揚】

不祥事の問題は、ペナルティを課すことも一つの対策ですが、基本的には教職員一人一人の公務員としての倫理観の自覚の問題です。つまり、教職員一人一人が自分で意識して倫理観を高めていくことが重要となります。

そのために、最も有効な対策は**研修及び研修に基づいた啓発**です。県及び市教育委員会が実施する研修だけでなく、以下のように工夫して、各学校の実情に応じた校内研修を実施することが大切です。

〈校内研修の工夫例〉

- 自分の行動をふりかえる
 - ・ アルコールチェックリスト等を用いて、教職員にこれまでの行動や考えを再認識させる。
- 具体的な事例に基づき考える
 - ・ 新聞記事やビデオ映像等を用いて、具体的な事例に沿った研修を行う。
 - ・ 地域の専門化、警察等から外部講師を招いて、個別の課題研修を行う。
- 自分の問題として考える
 - ・ ワークシート等を用いて、教職員一人一人に、不祥事を起こした原因やその後の個人や家族・学校への影響、未然に防ぐための方法等を考えさせる。
 - ・ ロールプレイを取り入れた研修を行い、被害者や加害者等、様々な視点から不祥事の問題をとらえさせる。
- 職員間での意識の共有化を図る
 - ・ 職員をいくつかのグループに分け、事例の分析や討議、職員自身の体験や日頃気をつけていること等を交流し、職員間での意識の共有化を図る。
- 全職員で取り組む目標を決める
 - ・ 討議の結果をまとめ、全職員で取り組む目標を定め、決意表明書を作成する。

【組織・事務処理体制の再検討】

教職員の不祥事には、学校の組織、事務処理体制の不備あるいは不手際による不祥事が発生、拡大するような場合も見受けられます。本来、教職員は管理職の管理・指導の下、教育計画に基づいて組織的な教育を展開していくもので、教職員が個々に勝手な教育活動を行うものではありません。

学校においてはそのための組織、事務処理体制について再検討を行い、例えば重要な問題や金銭出納に係る事務については、単独ではなく複数の教員で処理する等、不祥事を未然に防止するための方策を講じることが重要です。

【福岡県の教職員の不祥事】

処分理由ごとに分類すると、飲酒運転・体罰・わいせつ行為等が過半数を占めています。また、最近では個人情報の紛失等の不祥事も増加傾向にあります。

1 飲酒運転

飲酒運転は重大な事故につながる危険性の高い極めて悪質な行為であり、信用失墜に当たるのはもちろん、道路交通法でも禁止されている違法行為である。また、学校教育に対する信頼を根底から失わせるものであり、多くの教職員の努力を無駄にする無責任な行為である。

【懲戒処分の指針】

- ア 酒酔い運転をした教職員は原則として免職とする。
- イ 飲酒運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職とする。
- ウ 飲酒運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こした教職員は免職、停職及び減給とする。

2 体罰

生徒に対する体罰は、学校教育法第11条で厳に禁止されており、生徒の身体を侵害するだけでなく、精神的な被害を与えたり名誉を侵害したりするなど人権侵害の可能性を有する行為である。また、教員に対する社会の信頼を損なうものであり、ひいては学校の教育活動全体に対する不信を招くこととなる行為である。

【懲戒処分の指針】

- ア 体罰により生徒を負傷させた教職員は停職、減給又は戒告とする。
- イ 体罰を常習的に行った教職員は、減給又は戒告とする。

予防のための事前策

- 管理職による定期的な指導
- ストレスをためやすい職員への管理職からの声かけ、同僚からの声かけ
- ワークバランスの推進、残業時間の縮減、年休の積極的な取得等を通しての職場環境の改善

3 わいせつ行為等

○生徒に対するわいせつ行為

教員としての立場を利用し被害生徒の心身を深く傷つける極めて卑劣で悪質な行為である。信用失墜行為はもちろん、刑法や県条例等で禁止されている違法行為である。

また、生徒をはじめ、保護者・地域に対し嫌悪感・不信感を与え、学校教育に対する期待と信頼を著しく傷つける、決して許されない行為である。

○セクシャル・ハラスメント

職員の個人の尊厳を不当に傷つけるとともに、職場環境を悪化させ、職員の職務能率を低下させ、職場秩序や公務の円滑な遂行を阻害することとなる重大な問題である。学校においては、保護者や教育実習生等へのセクシャル・ハラスメントにも十分注意する必要がある。

【懲戒処分の指針】

- ア 法令・条例等に違反してわいせつ行為を行った教職員は免職、停職又は減給とする。
特に、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員は、原則として免職とする。
- イ セクシャル・ハラスメントに該当する行為を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。
特に悪質な場合は免職とする。

4 一般服務（個人情報情報の紛失、公金の不適切な管理、服務違反等）

生徒・保護者のプライバシー侵害、公金の横領については犯罪行為であり、学校教育に対する信頼を失墜させる行為である。個人情報や公金の管理については、学校で厳正に管理できるシステムを構築すると共に、複数でチェックする等の管理体制を徹底するよう指導する必要がある。

【懲戒処分の指針】

- ア 正当な理由なく欠勤した教職員はその日数に応じて免職、停職、減給又は戒告とする。
- イ 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- ウ 公金の取扱において違法又は不適切な事務処理を行った教職員は、免職、停職又は減給とする。
- エ 公文書に係る不適切な事務処理により、児童生徒、保護者等の学校教育に対する信頼を著しく損ねた教員は停職、減給又は戒告とする。
- オ 個人情報等の管理に適正を欠いたことにより、これを窃盗され、紛失し、又は流失させた教職員は停職、減給又は戒告とする。

CheckPoint

☆ 昨今の不祥事の多くは、教職員の私生活上の問題や個人的な欲求から生じており、これらを防止するためには、職員個々に当事者意識を持たせるような対策を講じる必要があります。

そこで学校では不祥事防止の観点から

- ・ 職場研修・管理職による個人面談による服務規律の確保
- ・ 不祥事防止に向けた教職員に対する広報啓発
- ・ 不祥事案の発生原因の検証及び、それに基づく防止対策の立案・推進
- ・ 不祥事の未然防止対策の一環としてのメンタルヘルス対策の実施

等の対策が求められます。

何より不祥事による処分事例を「対岸の火事」と受け流すことがないようにし、職場全体で不祥事の撲滅に向けて取り組んでいくことが大切です！

F-2 個人情報の保護・管理

対応の基本的な考え方

学校は、近年の情報化社会における個人情報保護の重要性を考え、学校の方針に基づき、生徒、保護者、教職員の個人情報保護・管理に努めなければなりません！

予防のための事前策

- ① 組織及び体制－個人情報の適切な管理運用を行うために、個人情報保護管理者を置くとともに教職員に対して、個人情報保護のための計画的継続的な研修を行う。
- ② 個人情報の取得と利用－個人情報の取得については、その利用目的使用範囲などを保護者及び生徒に示す文言等を配付する。また、取得した個人情報の利用は、その示した範囲内で、校務遂行上必要な場合に限り利用する。
- ③ 個人情報の管理－個人情報の正確性を保持し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、盗難、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、適切な安全対策を講じ、情報セキュリティの維持・向上に努める。
- ④ 法令およびその他規範の遵守－保有する個人情報保護に関して適用される糸島市個人情報保護条例をはじめとする関係法令およびガイドラインを遵守する。
- ⑤ 個人情報の提供－法令又は人の生命に関わる場合や、校務の委託先に提供する場合、学校が連携するPTA・同窓会、奨学事業を行う団体等への提供を除き、提供を求められた本人の個人情報を本人もしくは保護者の同意を得ずに第三者に提供することはない。
- ⑥ 個人情報の開示、訂正、利用停止等－学校が所有する個人情報について本人もしくは保護者からの開示、訂正、利用停止の申し出があった場合は速やかに対応する。
- ⑦ 個人情報保護のための校内研修の継続的、計画的設定－教職員に対する個人情報保護の重要性を認識させる。また、社会の変化や関係法令の改定に対応するために、個人情報を適切に保護・管理するため校内研修を継続的かつ計画的に設定する。

【情報流出時の対応の手順】※糸島市教育委員会へ管理職から随時報告を入れ指示を仰ぐ

個人情報破壊、改ざんされ、また漏洩したことが発見された場合、各分掌主任（責任者）は速やかにその被害を最小限にとどめるための対策を講じ、校長に報告すること。

さらに、個人情報保護管理者（校長）、情報セキュリティ担当、情報取扱責任者による委員会を編成、その原因を究明するとともに関係機関に報告し指導を受ける。また、個人情報の流出したケースの多くは、職員の持ち出しから起こることが多いことを留意しておく。

- ① 盗難・流出の事態を把握した教員は直ちに管理職へ報告する（盗難の場合は警察へ）

- ② 管理職は直ちに対策本部を設置→全教職員への説明及び注意喚起（ウイルスチェック等実施）

- 盗難・流失したデータの内容を確認する（個人情報の内容・件数・重要度等）
- 流出・データ改ざんの場合はサーバーを外部から遮断し、他の流出がないか点検・確認する→原因を究明しウイルス等に感染している場合は直ちに駆除する（コンピュータSE等の応援要請）

- ③ 教育委員会と連携し今後の対応を決める（二次被害の防止、生徒・卒業生保護者への説明等）

- ④ 教職員へ今後の対応を説明（生徒・保護者への対応）・再発防止に向けた取組の実施

- ⑤ 生徒及び保護者へ、謝罪を含めた説明を行う。（家庭訪問又は保護者集会）

背景

本校では、指導要録、答案用紙、生徒指導等の記録、進路希望調査票、生徒等の住所録等の情報が紙媒体および電子媒体として保管されている。また、校務の事務処理もコンピュータを活用して、効率化を図っている。

最近では、学校におけるICTは、教職員だけでなく、生徒により、授業等において積極的に活用することが想定されている。さらに、令和3年度からは、新学習指導要領が実施される予定となっているが、新学習指導要領においては、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と記載されるなど、各学校における積極的なICTの活用が求められている。また、教科書制度においても、新学習指導要領の実施に合わせて、紙の教科書に代えて使用することにより、教科書使用義務の一部の履行を認める特別の教材として、デジタル教科書を位置付ける方向で検討が進められている。

このように、学校の教育活動におけるICTの積極的な活用は、今後、ますます求められているところである。その際、昨今、学校が保有する機微情報に対する不正アクセス事案も発生している中で、生徒や外部の者等による不正アクセスの防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることは、教員及び生徒が、安心して学校においてICTを活用できるようにするために不可欠な条件であることは言うまでもない。

教職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理について

(校務用端末、校務外部接続用端末及び指導者用端末について)

- ① 管理者は、電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。
- ② 管理者は、情報システムへのログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。
- ③ 管理者は、端末の電源起動時のパスワードを設定しなければならない。
- ⑤ 管理者は、パソコンやモバイル端末等におけるデータの暗号化等の機能を有効に利用しなければならない。

(学習者用端末について)

- ① 管理者は、盗難防止のため、教室等で利用するパソコンの保管庫による管理等の物理的措置を講じなければならない。電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。
- ② 管理者は、情報システムへのログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。

教職員等の遵守事項

(1) 教職員等の遵守事項

① 教育情報セキュリティポリシー等の遵守

教職員等は、教育情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに管理者に相談し、指示を仰がなければならない。

② 業務以外の目的での使用の禁止

教職員等は、業務以外の目的で情報資産の外部への持ち出し、教育情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。

③ モバイル端末や電磁的記録媒体等の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限

(ア) 教職員等は、学校のモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外に持ち出す場合には、管理者の許可を得なければならない。

(イ) 教職員等は、外部で情報処理業務を行う場合には、管理者の許可を得なければならない。

④ 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の業務利用

(ア) 教職員等は、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、管理者の許可を得て利用することができる。

(イ)教職員等は、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を用いる場合には、管理者の許可を得た上で、外部で情報処理作業を行う際に安全管理措置を遵守しなければならない。

⑤持ち出し及び持ち込みの記録

管理者は、端末等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成し、保管しなければならない。

⑥パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更の禁止

教職員等は、パソコンやモバイル端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を管理者の許可なく変更してはならない。

⑦机上の端末等の管理

教職員等は、パソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体及び情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時のパソコン、モバイル端末のロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない。

⑧退職時等の遵守事項

教職員等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を、返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(2) 非常勤及び臨時の教職員への対応

①教育情報セキュリティポリシー等の遵守

管理者は、非常勤及び臨時の教職員に対し、採用時に教育情報セキュリティポリシー等のうち、非常勤及び臨時の教職員が守るべき内容を理解させ、また実施及び遵守させなければならない。

【生徒への指導事項】

- ・パソコン、モバイル端末やUSBメモリ等を学校外に持ち出す場合は担任の許可を得ること。
 - ・学校では、承認されていない個人のパソコン、モバイル端末等を学校の情報システムに接続してはいけないこと。
 - ・学校では、承認されていない個人のUSBメモリ等をパソコン、モバイル端末等に接続してはいけないこと。
 - ・パソコン、モバイル端末等のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を、許可なく変更してはならないこと。
 - ・パソコン、モバイル端末が動かない、勝手に操作されている、いつもと異なる画面が出るといった症状がでた場合、すぐに担任に報告すること。
 - ・自分のIDは、他人に利用させてはいけないこと。
- ※共用でIDを利用している場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはいけないこと。
- ・パスワードは他人に知られないようにすること。

情報セキュリティインシデントの報告

(1) 学校内からの情報セキュリティインシデントの報告

- ① 教職員等は、情報セキュリティインシデントを認知した場合、速やかに管理者に報告しなければならない。
- ② 管理者は、報告のあった情報セキュリティインシデントについて、必要に応じて糸島市教育委員会に報告しなければならない。

(2) 住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告

- ① 教職員等は、管理対象のネットワーク及び教育情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて、住民等外部から報告を受けた場合、管理者に報告しなければならない。
- ③ 管理者は、当該情報セキュリティインシデントについて、必要に応じて糸島市教育委員会に報告しなければならない。

(文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」より抜粋して作成)

G Jアラート等を通じて緊急情報が発信時の対応

基本的な対応

Jアラート等の発信
最新情報等の確認



校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有



自宅待機及び臨時休校について、防災無線、メール配信等

事前指導の徹底

- 外出先等でJアラートの情報があつた場合は、頑丈な建物などに避難するよう指導しておくこと
- 地震等の自然災害における対応を生かしすように、指導しておくこと

生徒が**自宅**にいる場合

警報等	授業	対 応
＜Jアラート＞ ①発射した	待機	登校前において、Jアラートが発信された場合は、原則的に自宅待機とする。その後、国からの情報により児童に危険がないと判断された場合は、通常どおりの登校する。
②着弾後に被害の報告があつた	臨 時 休校	登校前において、Jアラートが発信され、国等から被害の報告がなされた場合は、臨時休校とする。 最新の情報を入手し、今後の判断については防災無線や安心メール等で保護者連絡する。

生徒が**学校**にいる場合

警報等	授業	対 応
＜Jアラート＞ ①発射した	通常	校内放送で、生徒指導主幹が「緊急事態です。地震の時と同じように頭を机の下に隠すなど、安全な場所に避難しましょう」と呼びかける。 また状況によって安全な場所に移動するように指示する。 教頭は、関係機関と連携し確かな情報を入手し、安全の確認が取れたら通常授業を再開する。
②着弾後に被害の報告があつた		保護者またはそれにかわる人へ生徒を直接引き渡す。引き渡し等は、記録する。 ※連絡が取れない生徒については、多目的ホール、体育館等で待機させ、保護者の迎えを待つ。

生徒が**下校中**の場合

警報等	確認	対 応
＜Jアラート＞ ①発射した	連絡	登下校中において、Jアラートが発信された場合は、国からの情報により生徒に危険がないと判断された場合は、通常通りの下校とする。
②着弾後に被害の報告があつた	確認	登下校中において、Jアラートが発信され、国等から被害の報告がなされた場合は、地域と連携し生徒の安否を確認する。 最新の情報を入手し、今後の判断については防災無線や安心メール等で保護者連絡する。

Ⅲ 学校事故防止対策と安全チェック

学校施設・設備の安全点検

生徒の安全を確保するため、学校内の安全環境の維持を図るには、学校の施設・設備の点検を適切かつ計画的に実施し、必要に応じて修繕するなど、危険を防止するための措置を講じなければならない。

※点検項目については安全チェックポイント等を参考に、各学校の実情に応じて項目を設定する。

安全点検の種類と比較

1 定期の安全点検

学校が日時を定めて計画的・組織的に行うもので、各学期の始めには、校舎内外の施設及び設備の全般にわたって総合的に行うとともに、生徒の使用頻度の高い施設及び設備については、毎月点検日を定めて行う。

(実施に当たっての留意事項)

- 安全点検は、その対象となる場所ごとに点検の観点、判定、不良箇所とその程度、事後措置の状況などを記録する。
- 基本的に点検の実施者は教職員であるが、消防設備や放送設備等の特別な箇所については専門家による点検を行う。
- 点検箇所の分担は、定期的に担当を交代したり、複数で点検するなど、点検のマネリ化を防ぐ。

2 日常の安全点検

毎授業日に常時行われるものであり、生徒が活動を行う箇所が対象となる。

(実施に当たっての留意事項)

- 教職員の役割を明確にして行う。(教室・廊下-学級担任、特別教室-教科担任・教科主任等)
- 生徒の意識や関心を高めるよう、安全に関する委員会活動や、生徒と一緒に点検を行い、校内危険箇所マップを作成するなど、計画的な安全教育とリンクして点検を行う。

※生徒を点検に参加させる場合は、教職員立ち会いのもと安全に十分配慮する。

3 臨時の安全点検

体育祭や文化祭等の学校行事の前後や暴風雨・地震等の災害時に応じて行うものであり、その対象は、それぞれの点検項目に応じて適宜設定しなければならない。

(実施に当たっての留意事項)

- 点検表は、その対象となる場所ごとに点検の観点等を点検のねらいに応じて適宜記録できるようなものにする。
- 破損箇所が電気設備や建物外壁、屋上・天井等に及ぶ場合は専門家を要請し実施する。

【学校安全体制・施設の安全チェックポイント（例）】

Aー安全体制・組織・教育及び訓練		
No.	チェックポイント	Check
1	防災・消防・原子力災害・危機管理等のマニュアルを作成しているか。	☐
2	安全点検表（危険箇所点検表）を作成しているか。	☐
3	教職員・生徒への安全アンケート（学校施設改善アンケート）等を実施し、安全対策計画や安全点検表の改善・充実に活用しているか。	☐
4	防火管理者を設定し、火元責任者を決めているか。	☐
5	自衛消防組織を編成しているか。	☐
6	各種マニュアルをもとに教職員に対する安全教育・訓練を実施しているか。	☐
7	教職員及び生徒は学校行事や修学旅行等の校外活動前に安全対策ミーティングを実施しているか。	☐
8	教科・学活の時間などを活用し、各種の安全教育を実施しているか。 （生徒による危険箇所点検を実施したり、お互いに「ヒヤリ・ハット」した体験等を出し合ったり、生徒の安全に関する意識の向上を図る）	☐
9	各教科部会ごとに事故発生時の緊急措置を定め、それに従い行動できるようになっているか。	☐
10	避難場所・避難経路を全教職員・生徒へ周知徹底しているか。	☐
11	防災訓練（火災・地震等）や緊急時の避難訓練を実施しているか。	☐
12	全教職員が消火器・屋内消火栓の使用方法を習得しているか。	☐
13	全教職員対象の救命救急訓練（AED使用法）を定期的の実施しているか。	☐
14	緊急時の連絡網（生徒・教職員・関係機関等）が整備されているか。	☐
15	緊急時の際の保護者への生徒引き渡しについて保護者に周知しているか。（生徒引き渡しカードの作成等）	☐
16	消防設備や危険物保管庫等の点検・整備を定期的の実施しているか。	☐
17	救急用具や薬品等を定期的に点検し、補充しているか。	☐
18	出入口などの鍵を保管・管理する責任者を決めているか。	☐

Bー普通教室・廊下・階段等の安全点検		
No.	チェックポイント	Check
1	教室などの換気、採光・照明、温度、湿度などを定期的にチェックしているか。	☐
2	出入口の戸、窓枠、窓ガラス、鍵等に異常はないか。	☐
3	床や壁、黒板の浮き、ささくれ、破損、釘等の突出はないか。	☐

4	床はすべりやすくなっていないか。	☐
5	壁に掛けている物、天井からのつり下げ物などがしっかり固定されているか。	☐
6	書庫やロッカー、テレビなどに転倒、落下防止対策を講じているか。	☐
7	机・いすに異常はないか。(パイプ溶接部のひび・剥離、天板のささくれ等)	☐
8	かばん・ヘルメット掛け、その他の釘等が体に触れやすくなっていないか。	☐
9	スイッチ・コンセントの破損等はないか。	☐
10	掃除用具等の収納庫の扉が破損したり、外れやすくなっていないか。	☐
11	カーテンの破損や留め具の外れはないか。	☐
12	天井や内壁に剥離や亀裂はないか。	☐
13	窓・バルコニーの落下防護柵に腐食、固定金具のゆるみ・脱落等はないか。	☐
14	廊下、階段、トイレ、手洗い場等ですべりやすい箇所はないか。(水や油による床面の汚れ、床材の剥離、階段の滑り止めの破損等)	☐
15	階段の手すりにぐらつきや破損はないか。(固定ボルトのゆるみ等)	☐
16	階段の手すりに滑り降りができないよう設備が整っているか。	☐
17	階段に吹き抜け等がある場合は、防護網等の転落防止措置を講じているか。	☐
18	屋上・ベランダ等を開放している場合、フェンス・天窓等の安全対策は万全か。(プラスチック製天窓よりの落下事故防止、フェンスの腐食・破損の点検等)	☐

Cー特別教室（理科室・技術室・家庭科調理室等）の安全点検		
No.	チェックポイント	Check
1	理科準備室・技術科準備室等、危険物・可燃物を保管している部屋は常時施錠されているか。	☐
2	危険物や可燃物が鍵のかからないロッカーなどに保管されていないか。	☐
3	薬品棚等の転倒防止策や収容物の転倒、落下防止策を講じているか。	☐
4	換気設備は整っているか、また必要なときは換気をおこなっているか。	☐
5	換気ダクト・レンジフィルター等は定期的に清掃しているか。	☐
6	燃焼器具（コンロ・ガスバーナー等）・ガス管等に亀裂や劣化はないか。	☐
7	レンジ・コンロ等の火気使用設備の周辺に布や段ボール等の可燃物を置いていないか。	☐

Dー消火設備・避難器具		
No.	チェックポイント	Check
1	消火器はわかりやすい箇所に消防法にもとづき適正に設置されているか。	☐
2	消火器の容器が変形したり，安全ピンが抜かれていたりしていないか。	☐
3	消火器の薬剤点検・使用期限等の点検を定期的実施しているか。	☐
4	消火設備（火災報知器・消火栓・ポンプ等）の総合点検を定期的実施しているか。	☐
5	避難器具・非常口等の表示は生徒にわかりやすい位置にあるか。	☐
6	避難器具の周囲は取り扱いに支障がないよう十分に空間が確保されているか。	☐
7	非常口は内側から誰でも簡単に開けることができるか。	☐
8	防火扉・防火シャッターに破損や変形はないか。	☐
9	防火扉・防火シャッターの開閉に支障が生じるような物が置かれていないか。	☐
10	消防設備の誤作動時の対応について確認しているか。	☐

Eー体育館・プール・グラウンド等の安全点検		
No.	チェックポイント	Check
【体育館・多目的ホール・武道場等】		
1	出入口の扉，窓・窓枠などが破損したり，はずれやすくなっていないか。	☐
2	ゴール巻き上げ機，クライミングロープ，防球ネット類は正常に作動し，危険はないか。	☐
3	水や埃，油膜等による床の汚れ，床材の剥離等滑りやすい箇所，つまづきやすい箇所はないか。（柔道場ー畳表の破損・破れ，畳の隙間等はないか）	☐
4	壁・天井に取り付けてある照明器具・スピーカー等はきちんと固定され，落下防止対策（落下防止ワイヤー等）が施されているか。	☐
5	フロアー・ステージ等が常に整理整頓され，ボールや不要な体育用具がフロアに放置されているようなことはないか。	☐
6	ギャラリーのフェンス・手すり等が破損したり腐食したりしていないか。	☐
7	立ち入り禁止区域（ギャラリー・天井裏等）への進入防止対策は施しているか。	☐
8	用具倉庫等は整理整頓され，用具の管理等が行き届いているか。	☐

【プール】		
1	プールへの外部からの侵入防止対策（機械警備等）・施錠等はできているか。	☐
2	プール周りのフェンス・塀の損傷箇所などを定期的に点検し補修しているか。	☐
3	排水溝蓋の固定，吸い込み防止金具等を設置するなど安全対策を施しているか。	☐
4	プールの循環ポンプ・濾過器等は正常に作動しているか。	☐
5	残留塩素等のコントロールができており，プールの水質基準を満たしているか。	☐
6	プールの床面・側面に突起物等はないか。	☐
7	プールサイドは滑らないように処理を施してあるか。	☐
8	コースロープや金具に破損はないか。	☐
9	プール内に異物（石・金属・プラスチックの破片・枯れ葉等）が入っていないか。	☐
【グラウンド・他】		
1	グラウンド地面の「でこぼこ」「えぐれ」等はないか，また勾配状態はよいか。	☐
2	グラウンドの排水状況は良好か。	☐
3	グラウンドにガラス・石・金属・プラスチック等は落ちていないか。	☐
4	鉄棒等の体育器具はきちんと固定され，ガタツキ・腐食・破損等はないか。	☐
5	バックネット・防球フェンス等の破れはないか，また，きちんと固定されているか。 （破損箇所はきちんと補修されているか）	☐
6	サッカーゴール・ハンドボールゴールなどは合理的な位置にあり，転倒防止策が講じられているか，またゴール等に腐食・破損・溶接の剥離等はないか。	☐
7	砂場はきちんと管理され，砂の量は適切に保たれているか。	☐
8	砂場内の砂にガラスや金属，石等の異物・危険物が混入していないか。	☐
9	砂場は衛生的に管理されているか。（動物・鳥の死骸や糞尿等がないか？）	☐
10	朝礼台等は不要時に安全な場所に片付けられているか。	☐
11	校舎などの建物の周りに可燃物等が放置されていないか。	☐
12	校門や学校周りの塀・フェンスを定期的に点検し補修しているか。	☐